

平成十年運輸省令第六十六号

装置型式指定規則

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項及び第七項、第七十五条の三第一項並びに第七十六条の規定に基づき、並びに同法第七十五条の二の規定を実施するため、
装置型式指定規則を次のように定める。

（この省令の適用）

第一条 道路運送車両法（以下「法」という。）第七十五条の三第一項の規定による装置の型式についての指定（以下「指定」という。）の手続その他指定に関する実施細目は、この省令の定めると
ころによる。

（特定装置の種類）

第二条 法第七十五条の三第一項の国土交通省令で定める特定装置は、次のとおりとする。

一 法第四十一条第一項第一号の原動機のうち自動車駆動用出力装置

一の二 法第四十一条第一項第一号の原動機のうち自動車駆動用燃料消費装置（圧縮水素ガス（水素ガスを主成分とする高圧ガスをいう。）を燃料とする自動車（以下「圧縮水素燃料自動車」とい
う。）のうち専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて乗車定員十人未満又は車両総重量三・五トン以下のものに備えるものに限る。）

一の三 法第四十一条第一項第一号の原動機のうち自動車駆動用電力消費装置及び自動車駆動用燃料消費装置（排気管から大
気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物又は一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物、粒子状物質及び黒煙を減少させる装置をいう。以下同じ。）（外部電源により
供給される電気を動力源とし、及びガソリン以外の燃料を燃料とする自動車（圧縮水素燃料自動車を除く。）のうち専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及
び被牽引自動車を除く。）であつて乗車定員十人未満又は車両総重量三・五トン以下のものに備えるものに限る。）

一の四 法第四十一条第一項第一号の原動機のうち自動車駆動用燃料消費装置及び自動車駆動用電力消費装置並びに同項第十二号の発散防止装置のうち一酸化炭素等発散防止装置（ガソリンを燃
料とする自動車（外部電源により供給される電気を動力源とするもの及び圧縮水素燃料自動車を除く。）のうち専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引
自動車を除く。）であつて乗車定員十人未満又は車両総重量二・五トン以下のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて車両総重量三・五トン以
下のものに備えるものに限る。）

一の五 法第四十一条第一項第一号の原動機のうち自動車駆動用燃料消費装置並びに同項第十二号の発散防止装置のうち一酸化炭素等発散防止装置（ガソリン以外の燃料を燃料とする自動車（外部
電源により供給される電気を動力源とするもの及び圧縮水素燃料自動車を除く。）のうち専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）
であつて乗車定員十人未満又は車両総重量三・五トン以下のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて車両総重量三・五トン以下のものに備える
ものに限る。）

一の六 法第四十一条第一項第一号の原動機のうち自動車駆動用燃料消費装置並びに同項第十二号の発散防止装置のうち一酸化炭素等発散防止装置（ガソリンを燃
料とする自動車（外部電源により供給される電気を動力源とするものを除く。）のうち専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）
であつて乗車定員十人未満又は車両総重量三・五トン以下のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて車両総重量三・五トン以下のものに備える
ものに限る。）

一の七 法第四十一条第一項第一号の原動機のうち自動車駆動用電力消費装置（外部電源により供給される電気のみを動力源とする自動車のうち専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車
付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて乗車定員十人未満又は車両総重量三・五トン以下のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除
く。）であつて車両総重量三・五トン以下のものに備えるものに限る。）

二 法第四十一条第一項第二号の走行装置のうち空気入ゴムタイヤ（二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車に備えるものとして設計されたものに限る。）

二の二 法第四十一条第一項第二号の走行装置のうち空気入ゴムタイヤ（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて車両総重量三・五
トン以上のもの、貨物の運送の用に供する自動車（二輪自動車及び被牽引自動車を除く。）及び車両総重量が三・五トンを超える被牽引自動車に備えるものとして設計されたものに限る。）

三の二 法第四十一条第一項第二号の走行装置のうち空気入ゴムタイヤ（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車に備えるものを除く。）

三の三 法第四十一条第一項第二号の走行装置（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて乗車定
員十人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（二輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて車両総重量三・五トン以下のものに備えるものに限る。）

三の四 法第四十一条第一項第二号の走行装置のうちタイヤ空気圧監視装置（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、乗車定員が十人未満の自動車であつ
て車両総重量が三・五トンを超えるもの及び車両総重量が三・五トン以下の被牽引自動
車を除く。）に備えるものに限る。）

三の五 法第四十一条第一項第三号の操縦装置のうち操作装置（二輪自動車に備えるものに限る。）

三の六 法第四十一条第一項第三号の操縦装置のうち操作装置（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車以外の自動車に備えるものに限る。）

三の七 法第四十一条第一項第三号の操縦装置のうちかじ取装置（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車に備えるものを除く。）

三の八 法第四十一条第一項第三号の操縦装置のうちかじ取装置のフルラップ前面衝突時（自動車の前面が衝突等による衝撃を受けたときをいう。以下同じ。）の乗員保護装置（電力により作動する原動機を有しない自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）に備えるものに限る。）

三の九 法第四十一条第一項第三号の操縦装置のうちかじ取装置のフルラップ前面衝突時の乗員保護装置及び同項第六号の電気装置のうちフルラップ前面衝突時の感電防止装置（電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）に備えるものに限る。）

四 法第四十一条第一項第三号の操縦装置のうち施錠装置（ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車に備えるものに限る。）

四の二 法第四十一条第一項第三号の操縦装置のうち施錠装置（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）に備えるものに限る。）

四の三 法第四十一条第一項第三号の操縦装置のうち原動機その他運行に必要な装置の機能を電子的方法により停止させる装置（以下「イモビライザ」という。）（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて乗車定員が十人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて車両総重量三・五トン以下の中のものに備えるものに限る。）

四の四 法第四十一条第一項第四号の制動装置（二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車に備えるものに限る。）

五 法第四十一条第一項第四号の制動装置（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、最高速度二十五キロメートル毎時以下の自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて乗車定員十人未満のものに備えるものに限る。）

五の二 法第四十一条第一項第四号の制動装置（貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車、最高速度二十五キロメートル毎時以下の自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて車両総重量三・五トン以下の中のものに備えるものに限る。）

五の三 法第四十一条第一項第四号の制動装置（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、最高速度二十五キロメートル毎時以下の自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて乗車定員十人以上のもの、貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車、最高速度二十五キロメートル毎時以下の自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて車両総重量三・五トンを超えるもの及び被牽引自動車（最高速度二十五キロメートル毎時以下の自動車により牽引されるものを除く。）に備えるものに限る。）

五の四 法第四十一条第一項第四号の制動装置（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて乗車定員十人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて車両総重量三・五トンを超えるものに限る。）に備えるものに限る。）

五の五 法第四十一条第一項第四号の制動装置（液体の圧力により作動する主制動装置を有する自動車（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて車両総重量三・五トンを超えるものに限る。）に備えるものに限る。）

五の六 法第四十一条第一項第四号の制動装置（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて乗車定員十人以上かつ車両総重量八トン以下のものに備えるものに限る。）

五の七 法第四十一条第一項第四号の制動装置（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、最高速度二十五キロメートル毎時以下の自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて車両総重量三・五トン以下の中のものに備えるものに限る。）

五の八 法第四十一条第一項第六号の燃料装置のうち燃料タンク（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車、圧縮天然ガス（メタンガスを主成分とする液化ガスをいう。）を燃料とする自動車（以下「圧縮天然ガス燃料自動車」という。）、液化天然ガス（メタンガスを主成分とする液化ガスをいう。）を燃料とする自動車（以下「液化天然ガス燃料自動車」という。）及び圧縮水素燃料自動車以外の自動車に備えるものに限る。）

五の九 法第四十一条第一項第六号の燃料装置のうち燃料タンク及び燃料タンク取付装置（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車、圧縮天然ガス燃料自動車、液化天然ガス燃料自動車及び圧縮水素燃料自動車以外の自動車に備えるものに限る。）

五の九の二 法第四十一条第一項第六号の燃料装置のうち衝突時の車両火災防止装置（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車以外の自動車に備えるものに限る。）

五の十 法第四十一条第一項第六号の燃料装置のうちガス容器（圧縮天然ガス燃料自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）及び液化天然ガス燃料自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）に備えるものに限る。）

五の十一 法第四十一条第一項第六号の燃料装置のうちガス容器附属品（圧縮天然ガス燃料自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）及び液化天然ガス燃料自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）に備えるものに限る。）

六の六 法第四十一条第一項第七号の車輌及び車体のうち歩行者頭部保護装置及び歩行者脚部保護装置（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車以外の自動車に備えるものに限る。）

六の七 法第四十一条第一項第七号の車輦及び車体のうち車両転覆時の乗員保護装置（専ら乗用の用に供する自動車（立席を有する自動車、二階建ての自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車を除く。）であつて乗車定員十八人以上のものに備えるものに限る。）

七 法第四十一条第一項第七号の車枠及び車体のうち外装（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて乗車定員十人未満のものに装着するものに限る。）

八 法第十四一条第一項第七号の車両及び車体のうち外装の手荷物積載用部品（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付一輪自動車、三輪自動車及び牽引自動車を除く。）であつて乗車定員四十人未満のものに備えるものに限る）

（三輪自重車及び初音引自重車を除く）であつて乗車定員十九人未満のものに係るもの限る。車体のシルエットのアントラード（車ら用月の月に供する自重車（二輪自重車）併車付二輪自重車）第四十一条第一項第七号の車体及び車本のうち突入防止上装置（二輪自動車、則車寸二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車（ボーレ・トレーラを除く。）及ぶ牽引自動車以外の自動車）

十一 法第四十一条第一項第七号の車輌及び車体のうち突入防止装置及び突入防止装置取付装置（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）及び

^{牽引自動車以外の自動車に備えるものに限る。)}十一の二 法第四十一条第一項第七号の車体のうち前部潜り込み防止装置（貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて車両総重量三・五トンを超えて

るものに備えるものに限る。) 十一の三 法第四十一条第一項第七号の車体及び車体のうち前部潜り込み防止装置及び前部潜り込み防止装置取付装置(貨物の運送の用に供する自動車(三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)で

十一の四法第二百四十一條第一項の第九号の規定によつて、乗用の用に供する自動車（一輪自動車、側車付一輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）

十一の六 法第四十一条第一項第九号の乗車装置のうち運転者席（専ら乗用の用に供する自動車、三輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて車両総重量三・五トンを超えるものに備えるものに限る。）

十二 法第四十一条第一項第九号の乗車装置のうち座席（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて乗車定員が十人未満のもとの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）に備えるものに限る。）

十二の二 法第四十一条第一項第九号の乗車装置のうち座席及び頭部後傾抑止装置
十三 法第四十一条第一項第九号の乗車装置のうち座席（専ら乗用の用に供する自動車（立席を有する自動車を除く。）であつて乗車定員が十人以上のものに備えるものに限る。）

十三の二 法第四十一条第一項第九号の乗車装置のうち座席ベルト取付装置
十三の三 法第四十一条第一項第九号の乗車装置のうち座席ベルト取付装置
十四 去第44条第一項第一号の乗車装置のうち座席ベルト取付装置

十四 法第四十一条第一項第一号の乗車装置のうち音符を押す用補助乗車装置取付具
十五 法第四十一条第一項第九号の乗車装置のうち年少者用補助乗車装置（次号に掲げるものを除く。）

十五の二 法第四十一条第一項第九号の乗車装置のうち年少者用補助乗車装置（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて乗車定員十人以上のものに備えるもののうち座席に組み込まれたものに限る。）

十六 法第四十条第一項第九号の乗車装置のうち乗降口の扉の開放防止装置（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて乗車定員が十人未満のもの並びに貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて車両総重量三・五トン以下のものに備えるものに限る。）

十六の二 法第四十一条第一項第十号の窓ガラス
十七 法第四十一条第一項第十一号の騒音防止装置（側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車に備えるものを除く。）

十七の二 法第四十一条第一項第十一号の発散装置のうち（側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車に備えるものに限る）

十九 法第四十一条第一項第十三号の灯火装置のうち前照灯（配光可変型前照灯を除く。）に備えるものに限る。

十九の二 法第四十一条第一項第十三号の灯火装置のうち前照灯（配光可変型前照灯に限る。）

二十一 法第四十一条第一項第十三号の灯火装置のうち前照灯洗净器及び前照灯洗净器取付装置

- 二十一 法第四十一条第一項第十三号の灯火装置のうち前部霧灯
- 二十二 の二 法第四十一条第一項第十三号の灯火装置のうち側方照射灯
- 二十三 法第四十一条第一項第十三号の灯火装置のうち車幅灯
- 二十四 法第四十一条第一項第十三号の灯火装置のうち尾灯
- 二十五 法第四十一条第一項第十三号の灯火装置のうち制動灯
- 二十六 法第四十一条第一項第十三号の灯火装置のうち補助制動灯
- 二十七 法第四十一条第一項第十三号の灯火装置のうち前部上側端灯
- 二十八 法第四十一条第一項第十三号の灯火装置のうち後部上側端灯
- 二十九 の二 法第四十一条第一項第十三号の灯火装置のうち尾部間走行灯
- 二十九 法第四十一条第一項第十三号の灯火装置のうち側方灯
- 三十 法第四十一条第一項第十三号の灯火装置のうち番号灯
- 三十一 法第四十一条第一項第十三号の灯火装置のうち後部霧灯
- 三十二 法第四十一条第一項第十三号の灯火装置のうち後退灯
- 三十三 法第四十一条第一項第十三号の灯火装置のうち低速走行時側方照射灯
- 三十四 法第四十一条第一項第十三号の反射器のうち側方反射器
- 三十五 法第四十一条第一項第十三号の反射器のうち前部反射器
- 三十六 法第四十一条第一項第十三号の反射器のうち大型後部反射器
- 三十七 法第四十一条第一項第十四号の警報装置のうち警音器の警報音発生装置
- 三十八 法第四十一条第一項第十四号の警報装置のうち警音器
- 三十九 法第四十一条第一項第十四号の警報装置のうち警報反射板
- 四十 法第四十一条第一項第十四号の警報装置のうち停止表示器材
- 四十一 法第四十一条第一項第十四号の警報装置のうち自動車の盜難が発生しようとしている、又は発生している旨を音又は音及び灯光等により車外へ警報することにより自動車の盜難を防止する装置（以下「盜難発生警報装置」という。）（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて乗車定員が十人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて車両総重量二トン以下のものに備えるものに限る。）
- 四十二 法第四十一条第一項第十四号の警報装置のうち車線逸脱警報装置（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて乗車定員十人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて車両総重量二トン以下のものに備えるものに限る。）
- 四十三 法第四十一条第一項第十四号の警報装置のうち自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて車両総重量三・五トン以下のものに備えるものに限る。）
- 四十四 法第四十一条第一項第十四号の警報装置のうち自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて車両総重量三・五トン以下のものに備えるものに限る。）
- 四十五 法第四十一条第一項第十四号の警報装置のうち側方衝突警報装置（専ら乗用の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて車両総重量三・五トン以下のものに備えるものに限る。）
- 四十六 法第四十一条第一項第十四号の警報装置のうち側方衝突警報装置（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて車両総重量三・五トン以下のものに備えるものに限る。）
- 四十七 法第四十一条第一項第十四号の警報装置のうち車両後退通報装置（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて車両定員十人以上かつ車両総重量三・五トンを超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて車両総重量三・五トンを超えるものに備えるものに限る。次号において同じ。）の通報音発生装置
- 四十八 法第四十一条第一項第十四号の警報装置のうち車両後退通報装置
- 四十九 法第四十一条第一項第十五号の指示装置のうち方向指示器（車両総重量が八トン以上又は最大積載量が五トン以上の普通自動車（セミトレーラを牽引する牽引自動車、乗車定員十一人以上）の自動車及びその形状が乗車定員十一人以上の自動車の形状に類する自動車を除く。）の両側面の中央部に備えるものを除く。）
- 五十 の二 法第四十一条第一項第十三号の灯火装置及び同項第十五号の指示装置の光源
- 五十一 法第四十一条第一項第十三号の灯火装置及び反射器並びに同項第十五号の指示装置の取付装置（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、最高速度二十五キロメートル毎時以下の自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて乗車定員が十人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車、最高速度二十五キロメートル毎時以下）の自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて車両総重量三・五トン以下のものに備えるものに限る。）
- 五十二 四 法第四十一条第一項第十三号の灯火装置及び反射器並びに同項第十五号の指示装置の取付装置（二輪自動車に備えるものに限る。）

- 四十一 法第四十一条第一項第十六号の視野を確保する装置のうち後写鏡及び後方等確認装置（以下「後写鏡等」という。）（大型特殊自動車及び被牽引自動車以外の自動車に備えるものに限る。）
- 四十三 法第四十一条第一項第十六号の視野を確保する装置のうち後写鏡等及び後写鏡等取付装置（大型特殊自動車及び被牽引自動車以外の自動車に備えるものに限る。）
- 四十三の二 法第四十一条第一項第十六号の視野を確保する装置のうち直前直左直右確認装置（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて乗車定員十人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて車両総重量三・五トン以下のものに備えるものに限る。）
- 四十三の三 法第四十一条第一項第十六号の視野を確保する装置のうち直前直左直右確認装置及び直前直左直右確認装置取付装置（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて車両総重量三・五トン以下のものに備えるものに限る。）
- 四十四 法第四十一条第一項第十六号の視野を確保する装置のうち後退時車両直後確認装置（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車以外の自動車に備えるものに限る。）
- 四十四の二 法第四十一条第一項第十六号の視野を確保する装置のうち後退時車両直後確認装置の後方視界看視装置（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車以外の自動車に備えるものに限る。）
- 四十五 法第四十一条第一項第十七号の計器のうち速度計及び走行距離計
- 四十六 法第四十一条第一項第十七号の計器のうち事故情報計測・記録装置（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて車両総重量三・五トン以下のものに備えるものに限る。）
- 四十七 法第四十一条第一項第十七号の計器のうち事故情報計測・記録装置（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて乗車定員十人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて車両総重量三・五トンを超えるものに備えるものに限る。）
- 四十八 法第四十一条第一項第二十号の自動運行装置
- 四十九 法第四十一条第一項第二十一号の特に必要な自動車の装置のうち道路運送車両法施行令（昭和二十六年政令第二百五十四号。以下「施行令」という。）第六条で定める運行記録計
- 五十 法第四十一条第一項第二十二号の特に必要な自動車の装置のうち施行令第六条で定める速度表示装置
- （指定の申請）
- 第三条 指定の申請は、特定装置を製作することを業とする者若しくはその者から特定装置を購入する契約を締結している者であつて当該特定装置を販売することを業とするもの（外国において本邦に輸出される特定装置を製作することを業とする者又はその者から当該特定装置を購入する契約を締結している者であつて当該特定装置を本邦に輸出することを業とするものを含む。以下「製作者等」という。）又は特定改造等を業とする者が、製作若しくは販売（以下「製作等」という。）をする特定装置又は特定改造等に係る改造のためのプログラム等が組み込まれる装置について行うものとする。
- 第四条 指定を申請する者（以下「申請者」という。）は、国土交通大臣に対し、次に掲げる事項を記載した申請書（第一号様式）を、機構に対し、その写しを提出し、かつ、申請に係る特定装置を機構に提示しなければならない。
- 一二 特定装置の名称及び型式
- 一三 申請者の氏名又は名称及び住所
- 一四 主たる製作工場の名称及び所在地
- 二 前項の申請書には、次に掲げる書面（申請書の写しにあつては、第四号、第五号、第八号及び第九号を除く。）を添付しなければならない。
- 一 申請に係る特定装置の構造及び性能を記載した書面
- 二 申請に係る特定装置の外観図
- 三 道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）の規定（申請に係る特定装置が対象となる部分に限る。）に適合することを証する書面
- 四 品質管理システム（申請に係る特定装置の品質管理の計画、実施、評価及び改善に関し、申請者が自らの組織の管理監督を行うための仕組みをいう。）に係る業務組織及び実施要領を記載した書面（申請者が国際標準化機構第九〇〇一号の規格により登録されている場合（申請に係る特定装置に關し、前項第四号の主たる製作工場について登録されている場合に限る。）にあつては、登録されていることを証する書面）
- 五 第七条第二項の検査に係る業務組織及び検査の実施要領を記載した書面（申請者が申請に係る特定装置に該する表示を付する場合にあつては、当該特定装置を取り付けることができる自動車又は特定共通構造部の範囲を限定する場合にあつては、当該特定装置を取り付けることができる自動車又は特定共通構造部の範囲に登録されていることを証する書面）
- 六 制作者等が申請に係る特定装置に該する表示を付する場合にあつては、表示位置及び表示方式を記載した図面
- 七 前条の購入契約を締結している者にあつては、当該契約書の写し
- 八 次の各号に掲げる处分を受け、かつ、当該処分を受けた日以後初めて指定の申請をする者にあつては、当該処分に関する不正行為を防止するための措置が適切に講じられていることを証する書面
- 九 イ 法第七十五条第七項の規定による同条第一項の規定により指定を受けた自動車（以下「指定自動車」という。）の型式についての指定の効力の停止
- ロ 法第七十五条第八項の規定による指定自動車の型式についての指定の取消し
- ハ 法第七十五条の二第四項の規定による同条第一項の規定により指定を受けた特定共通構造部（以下「指定特定共通構造部」という。）の型式についての指定の効力の停止
- ニ 法第七十五条の二第五項の規定による指定特定共通構造部の型式についての指定の取消し

ホ 法第七十五条の三第五項の規定による指定を受けた特定装置（以下「指定特定装置」という。）の型式についての指定の効力の停止
ヘ 法第七十五条の三第六項の規定による指定特定装置の型式についての指定の取消し

3 國土交通大臣又は機構は、前二項に規定するもののほか、申請者に対し、指定に関し必要があると認めるときは、必要な書面の提出を求めることができる。

第四条の二 前条第一項及び第二項の規定にかかるらず、指定を受けた者は、当該指定特定装置の型式と重要な部分のみが異なる型式について指定を申請する場合には、國土交通大臣に対し第一号様式の二による申請書及び当該指定特定装置の型式と異なる部分に関する資料を、機構に對しそれらの写しを提出することもって、同条第一項に規定する申請書及びその写しの提出並びに申請に係る特定装置の機構への提示並びに同条第二項に規定する書面（同項第九号に掲げる書面を除く。）の添付に代えることができる。

2 機構は、指定を受けた者に対し、前項の規定による申請に係る指定に関し必要があると認めるときは、当該申請に係る特定装置の提示を求めること。

第四条の三 法第七十五条の三第三項に規定する判定の基準は、次のとおりとする。

一 第四条第一項の規定により機構に提示された特定装置又は前条第一項の申請に係る特定装置が、保安基準（申請に係る特定装置が対象となる部分に限る。）に適合すること。

二 第四条第一項の規定により機構に提示された特定装置又は前条第一項の申請に係る特定装置と同じ構造及び性能を有する特定装置が均一に製作されるよう品質管理が行われていること。

三 法第六十三条の三第一項に規定する改善措置の届出に関する重大な不正行為を行った自動車製作者等が行つた指定の申請のうち、当該改善措置に係る自動車の部品と同種のものが使用されていること。
四 法第六十三条の三第二項に規定する改善措置の届出に関する重大な不正行為を行つた装置製作者等（法第六十三条の二第二項に規定する装置製作者等をいう。）が行つた指定の申請のうち、当該改善措置及び当該改善措置の届出に関する不正行為の再発を防止するための措置が適切に講じられていること。

（指定を受けたものとみなす特定装置）
第五条 法第七十五条の三第八項の国土交通省令で定める特定装置は、次の表の上欄に掲げるものとし、同項の認定その他の証明は、同表の上欄に掲げる特定装置の種類に応じ、國土交通大臣が示で定める国が、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の國際連合規則の諸採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定に附属する同表の下欄に掲げる規則に基づき行う認定によるものとする。

特定装置の種類	規則番号
一 第二条第一号の自動車駆動用出力装置	第八十五号
一の二 第二条第一号の二の自動車駆動用燃料消費装置	第一百五十四号第二改訂版（レベル一Aに係る部分を除く。）
一の三 第二条第一号の三の自動車駆動用燃料消費装置、自動車駆動用電力消費装置及び一酸化炭素等発散防止装置	第一百五十四号第三改訂版
一の四 第二条第一号の四の自動車駆動用燃料消費装置、自動車駆動用電力消費装置、一酸化炭素等発散防止装置及び燃料蒸発ガス排出抑止装置	第七十五号
一の五 第二条第一号の五の自動車駆動用燃料消費装置及び一酸化炭素等発散防止装置	第七十五号
一の六 第二条第一号の六の自動車駆動用燃料消費装置、一酸化炭素等発散防止装置及び燃料蒸発ガス排出抑止装置	第七十五号
一の七 第二条第一号の七の自動車駆動用電力消費装置	第七十五号
二 第二条第二号の空気入ゴムタイヤ	第七十五号
二の二 第二条第二号の二の空気入ゴムタイヤ	第七十五号
三 第二条第三号の空気入ゴムタイヤ	第七十五号
三の二 第二条第三号の二の空気入ゴムタイヤ	第七十五号
三の三 第二条第三号の三の応急用予備走行装置	第七十五号
三の四 第二条第三号の四のタイヤ空気圧監視装置	第七十五号
三の五 第二条第三号の五の操作装置	第七十五号
三の六 第二条第三号の六の操作装置	第七十五号
三の七 第二条第三号の七のかじ取装置	第七十五号
三の八 第二条第三号の八のフルラップ前面衝突時の乗員保護装置	第七十九号第四改訂版
三の九 第二条第三号の九のフルラップ前面衝突時の乗員保護装置及び感電防止装置	第七十九号第四改訂版
四 第二条第四号の施錠装置	第六十二号改訂版
四の二 第二条第四号の二の施錠装置	第六十六号改訂版
四の三 第二条第四号の三のイモビライザ	第六十六号改訂版

四の四 第二条第四号の四の制動装置	第五百六十二号	第七十八号第六改訂版
五 第二条第五号の制動装置	第五百三十三号	第十三H号改訂版
五の二 第二条第五号の二の制動装置	第五百三十四号	第十三H号第十三改訂版
五の三 第二条第五号の三の制動装置	第五百三十五号	第十三H号第二改訂版
五の四 第二条第五号の四の衝突被害軽減制動制御装置	第五百三十六号	第百五十二号第二改訂版
五の五 第二条第五号の五の衝突被害軽減制動制御装置	第五百三十七号	第百三十一号第二改訂版
五の六 第二条第五号の六の横滑り防止装置	第五百三十八号	第百五十二号第二改訂版
五の七 第二条第五号の七のブレーキアシストシステム	第五百三十九号	第三十四号第四改訂版
五の八 第二条第五号の八の燃料タンク	第五百四十号	第一百三十九号
五の九 第二条第五号の九の燃料タンク及び燃料タンク取付装置	第五百四十一号	第一百四十号
五の九の二 第二条第五号の九の二の衝突時の車両火災防止装置	第五百四十二号	第一百三十九号
五の十 第二条第五号の十のガス容器	第五百四十三号	第一百四十号
五の十の二 第二条第五号の十の二のガス容器及びガス容器附属品	第五百四十四号	第一百三十九号
五の十の三 第二条第五号の十の三のガス容器、ガス容器附属品及び燃料制御保護装置	第五百四十五号	第一百四十号
五の十の四 第二条第五号の十の四のガス容器及び燃料制御保護装置	第五百四十六号	第一百三十九号
五の十の五 第二条第五号の十の五のガス容器附属品	第五百四十七号	第一百四十号
五の十の六 第二条第五号の十の六のガス容器附属品及び燃料制御保護装置	第五百四十八号	第一百三十九号
五の十の七 第二条第五号の十の七の燃料制御保護装置	第五百四十九号	第一百四十号
五の十の八 第二条第五号の十の八のガス容器取付装置	第五百五十号	第一百三十九号
五の十の九 第二条第五号の十の九のガス容器取付装置	第五百五十一号	第一百四十号
五の十の十 第二条第五号の十の十のガス容器取付装置	第五百五十二号	第一百三十九号
五の十の十一 第二条第五号の十一のガス容器及びガス容器附属品	第五百五十三号	第一百四十号
五の十二 第二条第五号の十二のガス容器附属品	第五百五十四号	第一百三十九号
五の十三 第二条第五号の十三のガス容器取付装置	第五百五十五号	第一百四十号
五の十四 第二条第五号の十四の電波障害防止装置	第五百五十六号	第一百三十九号
五の十五 第二条第五号の十五のサイバーセキュリティシステム	第五百五十七号	第一百四十号
五の十六 第二条第五号の十六のプログラム等改変システム	第五百五十八号	第一百三十九号
五の十七 第二条第五号の十七の原動機用蓄電池	第五百五十九号	第一百四十号
五の十八 第二条第五号の十八の感電防止装置	第五百六十号	第一百三十九号
五の十九 第二条第五号の十九のフルラップ前面衝突時の燃料漏れ防止装置、感電防止装置及び乗員保護装置	第五百六十一号	第一百三十九号
五の二十 第二条第五号の二十のフルラップ前面衝突時の燃料漏れ防止装置及び乗員保護装置	第五百六十二号	第一百三十九号
五の二十一 第二条第五号の二十一のオフセット前面衝突時の燃料漏れ防止装置、感電防止装置及び乗員保護装置	第五百六十三号	第一百三十九号
五の二十二 第二条第五号の二十二のオフセット前面衝突時の燃料漏れ防止装置及び乗員保護装置	第五百六十四号	第一百三十九号
六 第二条第六号の自動車との側面衝突時の燃料漏れ防止装置、感電防止装置及び乗員保護装置	第五百六十五号	第一百三十九号
六の二 第二条第六号の二の自動車との側面衝突時の燃料漏れ防止装置及び乗員保護装置	第五百六十六号	第一百三十九号
六の三 第二条第六号の三のボールとの側面衝突時の燃料漏れ防止装置、感電防止装置及び乗員保護装置	第五百六十七号	第一百三十九号
六の三の二 第二条第六号の三の二のボールとの側面衝突時の燃料漏れ防止装置及び乗員保護装置	第五百六十八号	第一百三十九号
六の四 第二条第六号の四の後面衝突時の燃料漏れ防止装置及び感電防止装置	第五百六十九号	第一百三十九号
六の五 第二条第六号の五の後面衝突時の燃料漏れ防止装置及び感電防止装置	第五百七十号	第一百三十九号
六の六 第二条第六号の六の歩行者頭部保護装置及び歩行者脚部保護装置	第五百七十一号	第一百三十九号
	第五百七十二号	第一百三十九号
	第五百七十三号	第一百三十九号

六の七 第二条第六号の七の車両転覆時の乗員保護装置	第五十八号第三改訂版	第六十六号第二改訂版
七 第二条第七号の外装	第九十三号	第二十六号第四改訂版
八 第二条第八号の外装の手荷物積載用部品	第十八号第四改訂版	第二十五号第二改訂版
九 第二条第九号の外装のアンテナ	第一百六十七号	第一百二十五号第二改訂版
十 第二条第十号の突入防止装置	第十七号第十一改訂版	第十六号第一改訂版
十一 第二条第十一号の突入防止装置及び突入防止装置取付装置	第十九号	第二十六号第一改訂版
十一の二 第二条第十一号の二の前部潜り込み防止装置	第十九号	第二十六号第一改訂版
十一の三 第二条第十一号の三の前部潜り込み防止装置及び前部潜り込み防止装置取付装置	第十九号	第二十六号第一改訂版
十一の四 第二条第十一号の四の内装	第十九号	第二十六号第一改訂版
十一の五 第二条第十一号の五の運転者席	第十九号	第二十六号第一改訂版
十一の六 第二条第十一号の六の運転者席	第十九号	第二十六号第一改訂版
十二 第二条第十二号の座席	第十七号第十一改訂版	第十六号第一改訂版
十三 第二条第十二号の二の座席及び頭部後傾抑止装置	第十八号第四改訂版	第二十五号第二改訂版
十三の二 第二条第十三号の座席	第十九号第九改訂版	第二十六号第一改訂版
十三の三 第二条第十三号の二の座席ベルト取付装置	第十九号第九改訂版	第二十五号第二改訂版
十三の四 第二条第十三号の三の座席ベルト	第十九号第九改訂版	第二十六号第一改訂版
十四 第二条第十四号の頭部後傾抑止装置	第十九号第九改訂版	第二十五号第二改訂版
十四の二 第二条第十四号の二の年少者用補助乗車装置取付具	第十九号第九改訂版	第二十六号第一改訂版
十四の三 第二条第十五号の年少者用補助乗車装置	第十九号第九改訂版	第二十六号第一改訂版
十四の四 第二条第十五号の二の年少者用補助乗車装置	第十九号第九改訂版	第二十六号第一改訂版
十五 第二条第十六号の乗降口の扉の開放防止装置	第十九号第九改訂版	第二十六号第一改訂版
十五の二 第二条第十六号の二の窓ガラス	第十九号第九改訂版	第二十六号第一改訂版
十五の三 第二条第十七号の騒音防止装置	第十九号第九改訂版	第二十六号第一改訂版
十五の四 第二条第十八号の二のディフィートストラテジー防止装置	第十九号第九改訂版	第二十六号第一改訂版
十五の五 第二条第十九号の前照灯	第十九号第九改訂版	第二十六号第一改訂版
十五の六 第二条第十九号の二の前照灯	第十九号第九改訂版	第二十六号第一改訂版
十六 第二条第二十号の前照灯洗净器	第十九号第五改訂版	第二十六号第一改訂版
十七 第二条第二十一号の前照灯洗净器及び前照灯洗净器取付装置	第十九号第五改訂版	第二十六号第一改訂版
十八 第二条第二十二号の前部霧灯	第百四十九号改訂版	第二十六号第一改訂版
十九 第二条第二十三号の車幅灯	第百四十九号改訂版	第二十六号第一改訂版
二十 第二条第二十四号の尾灯	第百四十九号改訂版	第二十六号第一改訂版
二十一 第二条第二十五号の制動灯	第百四十九号改訂版	第二十六号第一改訂版
二十二 第二条第二十六号の補助制動灯	第百四十九号改訂版	第二十六号第一改訂版
二十三 第二条第二十七号の前部上側端灯	第百四十九号改訂版	第二十六号第一改訂版
二十四 第二条第二十八号の後部上側端灯	第百四十九号改訂版	第二十六号第一改訂版
二十四の二 第二条第二十八号の二の昼間走行灯	第百四十九号改訂版	第二十六号第一改訂版
第八十七号改訂版	第七号第三改訂版 第一百四十八号改訂版	第六十六号第二改訂版

二十五条の二 第二条第二十九号の二の番号灯	第二十五条 第二条第二十九号の側方灯	第二百四十八号改訂版
二十六条 第一条第三十号の後部霧灯	二十七条 第二条第三十一号の駐車灯	第四号改訂版
二十七条 第二条第三十二号の後退灯	二十八条 第二条第三十二号の二の低速走行時側方照射灯	第五十一号改訂版
二十八の二 第二条第三十二号の二の低速走行時側方照射灯	二十九 第二条第三十三号の前部反射器	第一百四十八号改訂版
二十九 第二条第三十三号の前部反射器	三十 第一条第三十四号の側方反射器	第三十八号改訂版
三十 第一条第三十四号の側方反射器	三十一 第二条第三十五号の後部反射器	第一百四十八号改訂版
三十一 第二条第三十五号の後部反射器	三十二 第二条第三十六号の大型後部反射器	第七十七号改訂版
三十二 第二条第三十六号の大型後部反射器	三十三 第二条第三十七号の警音器	第一百四十八号改訂版
三十三 第二条第三十七号の警音器	三十四 第二条第四十号の停止表示器材	第二十三号改訂版
三十四 第二条第四十号の停止表示器材	三十一の三 第二条第三十六号の二の再帰反射材	第三号第三改訂版
三十一の三 第二条第三十六号の二の再帰反射材	三十二 第二条第三十七号の警音器の警報音発生装置	第一百五十号改訂版
三十二 第二条第三十七号の警音器の警報音発生装置	三十三 第二条第三十八号の警音器	第一百五十号改訂版
三十三 第二条第三十八号の警音器	三十四 第二条第四十号の停止表示器材	第一百五十号改訂版
三十四 第二条第四十号の停止表示器材	三十四の二 第二条第四十号の二の盜難発生警報装置	第七十号第二改訂版
三十四の二 第二条第四十号の二の盜難発生警報装置	三十四の三 第二条第四十号の三の車線逸脱警報装置	第一百五十号改訂版
三十四の三 第二条第四十号の三の車線逸脱警報装置	三十四の四 第二条第四十号の四の車両接近通報装置	第二十七号第五改訂版
三十四の四 第二条第四十号の四の車両接近通報装置	三十四の五 第二条第四十号の五の事故自動緊急通報装置	第一百五十六号改訂版
三十四の五 第二条第四十号の五の事故自動緊急通報装置	三十四の六 第二条第四十号の六の側方衝突警報装置	第一百六十三号
三十四の六 第二条第四十号の六の側方衝突警報装置	三十四の七 第二条第四十号の七の車両後退通報装置の通報音発生装置	第一百三十号
三十四の七 第二条第四十号の七の車両後退通報装置の通報音発生装置	三十四の八 第二条第四十号の八の車両後退通報装置	第一百五十一号
三十四の八 第二条第四十号の八の車両後退通報装置	三十五 第二条第四十一号の方向指示器	第一百六十五号
三十五 第二条第四十一号の方向指示器	三十五の二 第二条第四十一号の二の光源	第六号第二改訂版
三十五の二 第二条第四十一号の二の光源	三十五の三 第二条第四十一号の三の灯火装置及び反射器並びに指示装置の取付装置	第五十号改訂版
三十五の三 第二条第四十一号の三の灯火装置及び反射器並びに指示装置の取付装置	三十五の四 第二条第四十一号の四の灯火装置及び反射器並びに指示装置の取付装置	第一百四十八号改訂版
三十五の四 第二条第四十一号の四の灯火装置及び反射器並びに指示装置の取付装置	三十六 第二条第四十二号の後写鏡等	第三十七号第三改訂版
三十六 第二条第四十二号の後写鏡等	三十七 第二条第四十三号の後写鏡等及び後写鏡等取付装置	第九十九号
三十七 第二条第四十三号の後写鏡等及び後写鏡等取付装置	三十八 第二条第四十四号の後退時車両直後確認装置	第一百二十八号
三十八 第二条第四十四号の後退時車両直後確認装置	三十九 第二条第四十三号の三の直前直左右確認装置及び直前直左右確認装置取付装置	第四十八号第八改訂版
三十九 第二条第四十三号の三の直前直左右確認装置及び直前直左右確認装置取付装置	四十 第二条第四十四号の直前直左右確認装置	第五十三号第四改訂版
四十 第二条第四十四号の直前直左右確認装置	四十一 第二条第四十五号の直前直左右確認装置	第四十六号第五改訂版
四十一 第二条第四十五号の直前直左右確認装置	四十二 第二条第四十六号の直前直左右確認装置	第八十一号
四十二 第二条第四十六号の直前直左右確認装置	四十三 第二条第四十七号の直前直左右確認装置	第一百六十六号
四十三 第二条第四十七号の直前直左右確認装置	四十四 第二条第四十八号の直前直左右確認装置	第一百五十八号

三十九	第二条第四十五号の速度計及び走行距離計	第三十九号改訂版
四十	第二条第四十六号の事故情報計測・記録装置	第一百六十号第二改訂版
四十一	第二条第四十七号の事故情報計測・記録装置	第一百六十九号
四十二	第二条第四十八号の自動運行装置	第一百五十七号改訂版

- 2 前項の表中第一号の二及び第三号の装置は、滑り止めに係る性能等について告示で定める要件に適合していなければならない。
- 3 第一項の表中第三号の装置（駆動軸に取り付けることを目的として設計されたものであつて、告示で定めるものに限る。）は、構造について告示で定める要件に適合していなければならない。

（特別な表示）

- 第六条** 法第七十五条の四第一項の国土交通省令で定める方式による特別な表示（法第七十五条の三第一項の規定による指定を受けたものであることを示すものに限る。）は、第二条各号に掲げる種類の装置（前条第一項の表各号に掲げる種類の装置を除く。）にあっては第二号様式に定める表示とし、前条第一項の表各号に掲げる種類の装置（同表第三十五号の二に掲げる種類の装置を除く。）にあっては第三号様式に定める表示とする。

- 2 前項の特別な表示は、特定装置に、耐久性のある方法で、鮮明に表示しなければならない。

（検査等の実施及び結果の保存）

- 第七条** 指定特定装置の製作者等（以下「指定製作者等」という。）は、当該特定装置が指定を受けた型式としての構造及び性能を有するようにしなければならない。

2 指定製作者等は、当該特定装置が均一性を有するようにするため、検査実施要領に従つて検査をし、かつ、当該検査の結果の分析等を行わなければならぬ。

3 指定製作者等は、前項の検査の結果を一年間保存しなければならない。

（届出等）

第八条 次の表の第一欄に掲げる者は、第二欄に掲げる場合には、第三欄に掲げる届出書を、第四欄に掲げる時期に国土交通大臣に届け出なければならない。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
一 指定を受けた者	第四条第一項第二号、第三号若しくは第四号又は同条第二項第四号若しくは第五号の書面の記載事項（国土交通大臣が定めるものを除く。）に変更があつた場合	その旨を記載した届出書	変更後遅滞なく
二 指定を受けた者	第四条第二項第一号から第三号まで、第六号及び第七号に掲げる書面の記載事項に輕微な変更（当該変更に係る特定装置の型式が、同一と認められる型式の範囲内にあり、かつ、当該特定装置が、道路運送車両の保安基準に適合することが明白であるものをいう。）があつた場合	その旨を記載した届出書	変更後遅滞なく
三 指定を受けた者	当該型式の特定装置の製作者等でなくなつた場合	その旨を記載した届出書 (第五号様式)	当該型式の特定装置の製作者等でなくなつた日から三十日以内

- 3 2 前項第一号の場合において、第四条第一項第三号の「申請者」は「指定を受けた者」と読み替える。

（装置型式指定通知書等の交付）

第九条 国土交通大臣は、第一項第三号の届出があつたときは、その指定を取り消すことができる。この場合において、取消しの日までに製作等が行われた特定装置については取消しの効力は及ばないものとする。

（装置型式指定通知書等の交付）

第九条 国土交通大臣は、次の表の上欄に該当するときは、申請者に対し、それぞれ下欄の書面を交付するものとする。

（意見の徵取）

一 指定（第四条の二第一項の規定による申請に係るものを除く。）を行つたとき。

二 指定（第四条の二第一項の規定による申請に係るものに限る。）を行つたとき。

（勧告）

三 法第七十五条の三第六項又は第七項の規定による指定の取消しを行つたとき。

一 指定（第四条の二第一項の規定による申請に係るものを除く。）を行つたとき。	装置型式指定通知書
二 指定（第四条の二第一項の規定による申請に係るものに限る。）を行つたとき。	既指定装置型式指定通知書
三 法第七十五条の三第六項又は第七項の規定による指定の取消しを行つたとき。	装置型式指定取消通知書

- 第九条の二** 国土交通大臣は、指定製作者等がこの省令の規定に違反したときは、当該指定製作者等に対し、その是正のため必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

第十一条 国土交通大臣は、法第七十五条の三第六項の規定による指定の取消しをしようとするときは、経済産業大臣の意見を徴するものとする。

（指定番号等の告示）

- 第十二条** 国土交通大臣は、指定（第四条の二第一項の規定による申請に係るものに限る。）又は指定の取消し若しくは指定の効力の停止をしたときは、次の各号に掲げる事項について告示するものとする。

- 一 指定の番号

二 特定装置の種類、名称及び型式

三 特定装置を取り付けることができる自動車又は特定共通構造部の範囲

四 指定を受けた者の氏名又は名称及び住所

- 2 國土交通大臣は、第四条の二第一項の規定による申請により、既に指定を受けた特定装置の型式と第四条第二項第六号に掲げる事項が異なる型式について指定したときは、その旨を告示するものとする。
- 3 國土交通大臣は、第八条第一項第一号の変更が、第四条第一項第一号及び第三号に掲げる事項に係るものであるときは、その旨を告示するものとする。この場合において、第四条第一項第三号の「申請者」は、「指定を受けた者」と読み替える。
- (審査結果の通知)**
- 第十三条** 法第七十五条の五第二項の規定による特定装置が保安基準に適合するかどうかの審査の結果の通知は、次に掲げる事項を記載した審査結果通知書により行うものとする。
- 一 特定装置の名称及び型式
 - 二 特定装置を取り付けることができる自動車又は特定共通構造部の範囲
 - 三 申請者の氏名又は名称
 - 四 審査結果
- (申請書等の記載事項の制限)**
- 第十四条** この省令の規定により申請書その他の書面を國土交通大臣又は機構に提出しようとする者は、当該申請書その他の書面には、國土交通大臣が定めるところにより適切に実施した試験の結果に基づく記載その他の正確な記載をしなければならず、虚偽の記載をしてはならない。
- 附 則**
- (施行期日)**
- この省令は、道路運送車両法の一部を改正する法律（平成十年法律第七十四号）の施行の日（平成十年十一月二十四日）から施行する。
- 附 則** **(平成一二年二月二一日運輸省令第五号)** 抄
- (施行期日)**
- 第一条 この省令中、第一条及び第二条並びに附則第四条及び第五条の規定は、公布の日から、第三条及び第四条の規定は、平成十二年三月三十一日から、第五条並びに附則第二条及び第三条の規定は、平成十三年十月一日から施行する。
- 附 則** **(平成一二年三月一五日運輸省令第三九号)** 抄
- (施行期日)**
- 第一条 この省令は、平成十三年一月六日から施行する。
- 附 則** **(平成一三年三月一五日國土交通省令第三八号)** 抄
- (施行期日)**
- 第一条 この省令は、平成十三年四月一日から施行する。
- 附 則** **(平成一三年五月三一日國土交通省令第九四号)** 抄
- (施行期日)**
- 第一条 この省令は、平成十三年六月三十日から施行する。
- 附 則** **(平成一四年七月三日國土交通省令第八四号)** 抄
- (施行期日)**
- 第一条 この省令は、平成十四年九月一日から施行する。
- 附 則** **(平成一四年一二月二〇日國土交通省令第一一七号)**
- この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則** **(平成一五年七月七日國土交通省令第八一号)** 抄
- (施行期日)**
- 第一条 この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則** **(平成一六年四月二三日國土交通省令第六〇号)**
- (施行期日)**
- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- (経過措置)**
- 2 この省令による改正前の装置型式指定規則第五条の表第六号下欄に掲げる車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定（以下「協定」という。）に附属する規則に基づき行つた認定は、平成十六年七月十五日までは、この省令による改正後の装置型式指定規則第五条の表第六号下欄に掲げる協定に附属する規則に基づき行つた認定とみなす。
- 附 則** **(平成一七年四月六日國土交通省令第四九号)**
- この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則** **(平成一七年六月二九日國土交通省令第七二号)**

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令による改正前の装置型式指定規則第五条の表第七号、第八号及び第九号下欄に掲げる車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらとの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定（以下「協定」という。）に附属する規則に基づき行つた認定は、平成二十一年六月二十二日までは、この省令による改正後の装置型式指定規則第五条の表第七号、第八号及び第九号下欄に掲げる協定に附属する規則に基づき行つた認定とみなす。

附 則（平成一七年一二月一一日国土交通省令第一一六号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一八年三月三一日国土交通省令第二二一号）抄

この省令は、平成十八年十月一日から施行する。

附 則（平成一八年一〇月五日国土交通省令第一〇〇号）

（施行期日）

1 この省令は、平成十八年十月十日から施行する。

(経過措置)

2 この省令による改正前の装置型式指定規則第五条の表第三十五号の二下欄に掲げる車両並びに車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらとの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定（以下「協定」という。）に附属する規則に基づき行つた認定は、平成二十三年十月九日までは、この省令による改正後の装置型式指定規則第五条の表第三十五号の二下欄に掲げる協定に附属する規則に基づき行つた認定とみなす。

附 則（平成一九年一月三〇日国土交通省令第三号）

この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成一九年六月二九日国土交通省令第六八八号）

（施行期日）

1 この省令は、平成十九年六月二十九日から施行する。

(経過措置)

2 この省令による改正前の装置型式指定規則第五条の表第十五号下欄に掲げる車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定（以下「協定」という。）に附属する規則に基づき行つた認定は、平成二十四年八月十一日までは、この省令による改正後の装置型式指定規則第五条の表第十五号下欄に掲げる協定に附属する規則に基づき行つた認定とみなす。

附 則（平成一九年一一月九日国土交通省令第八七号）

（施行期日）

1 この省令は、平成十九年十一月十日から施行する。

(経過措置)

附 則（平成一〇年二月一日国土交通省令第四号）

この省令は、平成二十年一月三日から施行する。

附 則（平成一〇年七月七日国土交通省令第五九号）抄

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一条中道路運送車両の保安基準第三十三条に一項を加える改正規定及び第四条の改正規定は、平成二十年七月十一日から施行する。

(経過措置)

第四条 第四条の規定による改正前の装置型式指定規則（以下「旧規則」という。）第五条の表第十号及び第十一号下欄に掲げる車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらとの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定（以下「協定」という。）に附属する規則に基づき行つた認定（次条に規定するものを除く。）は、平成二十二年一月十日までは、第四条の規定による改正後の装置型式指定規則（以下「新規則」という。）第五条の表第十号及び第十一号下欄に掲げる協定に附属する規則に基づき行つた認定とみなす。

第五条 旧規則第五条の表第十一号下欄に掲げる協定に附属する規則に基づき行つた認定（特殊な突入防止装置及び突入防止装置取付装置並びに車体のうち突入防止装置及び突入防止装置取付装置以外の部分と一体の構造となつてある突入防止装置及び突入防止装置取付装置に係るものに限る。）は、平成二十四年七月十日までは、新規則第五条の表第十一号下欄に掲げる協定に附属する規則に基づき行つた認定とみなす。

第六条 旧規則第五条の表第十八号下欄に掲げる協定に附属する規則に基づき行つた認定は、平成二十二年七月十日までは、新規則第五条の表第十八号下欄に掲げる協定に附属する規則に基づき行つた認定とみなす。

附 則（平成二〇年一〇月一五日国土交通省令第八五号）

この省令は、平成二十年十月十五日から施行する。

附 則（平成二一年七月一七日国土交通省令第四八号）

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十一年七月二十二日から施行する。ただし、第二条中装置型式指定規則第五条の表の改正規定（第十七号第七改訂版）を「第十七号第八改訂版」に改める部分、「第十四号第六改訂版」を「第十四号第七改訂版」に改める部分及び「第十六号第五改訂版」を「第十六号第六改訂版」に改める部分を除く。並びに第三号様式の改正規定は、平成二十一年十月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 第二条の規定による改正前の装置型式指定規則（以下「旧規則」という。）第五条の表第十一号、第十三号、第十三号の三及び第十三号の四下欄に掲げる車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定（以下「協定」という。）に附属する規則に基づき行つた認定（次条に規定するものを除く。）は、平成二十四年七月二十一日までは、第二条の規定による改正後の装置型式指定規則（以下「新規則」という。）第五条の表第十二号、第十三号、第十三号の三及び第十三号の四下欄に掲げる協定に附属する規則に基づき行つた認定とみなす。

第三条 旧規則第五条の表第十二号、第十三号、第十三号の三及び第十三号の四下欄に掲げる協定に附属する規則に基づき行つた認定（横向きに備えられた座席又は折り畳むことができる座席を有しない自動車に備える特定装置に係るものに限る。）は、新規則第五条の表第十二号、第十三号、第十三号の三及び第十三号の四下欄に掲げる協定に附属する規則に基づき行つた認定とみなす。

附 則 (平成二十三年一月二八日国土交通省令第七号)

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十三年一月三十日から施行する。

(経過措置)

第二条 第二条の規定による改正前の装置型式指定規則（以下「旧規則」という。）第五条の表第十三号の二下欄に掲げる車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定（以下「協定」という。）に附属する規則に基づき行わられた認定は、平成二十六年十月三十一日までは、第二条の規定による改正後の装置型式指定規則（以下「新規則」という。）第五条の表第十三号の二下欄に掲げる協定に附属する規則に基づき行わられた認定とみなす。

第三条 旧規則第五条の表第十五号の二、第十五号の三及び第十八号下欄に掲げる協定に附属する規則に基づき行わられた認定は、新規則第五条の表第十五号の二、第十五号の三及び第十八号下欄に掲げる協定に附属する規則に基づき行わられた認定とみなす。

第四条 旧規則第五条の表第三十五号の二下欄に掲げる協定に附属する規則に基づき行わられた認定は、新規則第五条の表第三十五号の二下欄に掲げる協定に附属する規則に基づき行わられた認定とみなす。

附 則 (平成二十三年五月三一日国土交通省令第四四号) 抄

(施行期日)

1 この省令の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

1

第一 第二条中装置型式指定規則第五条に二項を加える改正規定及び同令第三号様式の改正規定（前部霧灯及び側方照射灯に係る部分に限る。）公布の日

2

二 略

三 前二号に掲げる規定以外の規定 平成二十三年八月一日

(経過措置)

2 第二条の規定による改正後の装置型式指定規則（以下「新規則」という。）第二条第五号の三、第五条第一項の表第五号の三の規定及び第三号様式（新規則第二条第五号の三の感電防止装置に係る部分に限る。）は、平成二十三年八月一日から適用する。

附 則 (平成二十三年六月二三日国土交通省令第四七号)

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十三年六月二十三日から施行する。

(経過措置)

第二条 第二条による改正後の装置型式指定規則（以下「新規則」という。）第二条第五号の三、第五条第一項の表第五号の三の規定及び第三号様式（新規則第二条第五号の三の感電防止装置に係る部分に限る。）は、平成二十三年八月一日から適用する。

附 則 (平成二十三年六月二三日国土交通省令第四七号)

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十三年六月二十三日から施行する。

(経過措置)

第二条 第二条による改正後の装置型式指定規則（以下「新規則」という。）第二条第五号の三、第五条第一項の表第五号の三の規定及び第三号様式（新規則第二条第五号の三の感電防止装置に係る部分に限る。）は、平成二十三年八月一日から適用する。

附 則 (平成二十三年六月二三日国土交通省令第四七号)

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十三年六月二十三日から施行する。

(経過措置)

第二条 第二条による改正前の装置型式指定規則（以下「旧規則」という。）第五条第一項の表第三号の二、第五号の三及び第六号下欄に掲げる車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定（以下「協定」という。）に附属する規則に基づき行わられた認定（電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）に備える特定装置に係るものに限る。）は、平成二十八年六月二十一日までは、新規則第五条第一項の表第三号の三、第五号の四及び第六号下欄に掲げる協定に附属する規則に基づき行わられた認定とみなす。

第四条 旧規則第五条第一項の表第三号の二、第五号の三及び第六号下欄に掲げる協定に附属する規則に基づき行わられた認定とみなす。

第五条 旧規則第五条第一項の表第十八号の二下欄に掲げる協定に附属する規則に基づき行わられた認定とみなす。

附 則 (平成二十三年一〇月二八日国土交通省令第七八号)

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十三年十月二十八日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令による改正前の装置型式指定規則（以下「旧規則」という。）第五条第一項の表第五号の三下欄に掲げる車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定（以下「協定」という。）に附属する規則に基づき行われた認定（外部から充電される電力により作動する原動機を有する自動車（大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。）に備える特定装置に係るものに限る。）は、平成二十八年十月二十七日までは、この省令による改正後の装置型式指定規則（以下「新規則」という。）第五条第一項の表第五号の三下欄に掲げる協定に附属する規則に基づき行われた認定とみなす。

第三条 旧規則第五条第一項の表第五号の三下欄に掲げる協定に附属する規則に基づき行われた認定（前条に規定するものを除く。）は、新規則第五条第一項の表第五号の三下欄に掲げる協定に附属する規則に基づき行われた認定とみなす。

附 則 (平成二四年七月二六日国土交通省令第七二号)

第一条 この省令は、平成二十四年七月二十六日から施行する。

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十四年七月二十六日から施行する。

(経過措置)

第二条 第二条の規定による改正前の装置型式指定規則第五条第一項の表第十三号の二下欄に掲げる車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定（以下「協定」という。）に附属する規則に基づき行われた認定は、平成二十九年七月二十五日までは、第二条の規定による改正後の装置型式指定規則第五条第一項の表第十三号の二下欄に掲げる協定に附属する規則に基づき行われた認定とみなす。

附 則 (平成二四年一一月一六日国土交通省令第八四号)

この省令は、平成二十四年十一月十八日から施行する。

附 則 (平成二五年一月二十五日国土交通省令第一号)

この省令は、平成二十五年一月二十七日から施行する。

附 則 (平成二五年七月一二日国土交通省令第六二号)

第一条 この省令は、平成二十五年七月十五日から施行する。

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十五年七月十五日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令による改正前の装置型式指定規則第五条第一項の表第五号の四下欄に掲げる車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定（以下「協定」という。）に附属する規則に基づき行われた認定は、この省令による改正後の装置型式指定規則第五条第一項の表第五号の五下欄に掲げる協定に附属する規則に基づき行われた認定とみなす。

附 則 (平成二五年八月三〇日国土交通省令第七三号)

第一条 この省令は、平成二十六年七月十五日から施行する。

附 則 (平成二五年一一月一二日国土交通省令第八八号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二六年一月二四日国土交通省令第八号)

(施行期日)

1 この省令は、平成二十六年一月二十六日から施行する。

(経過措置)

2 この省令による改正前の装置型式指定規則（以下「旧規則」という。）第五条第一項の表第十四号の二下欄に掲げる車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定（以下「協定」という。）に附属する規則に基づき行われた認定（令和三年八月三十一日以前に行われたものに限り、座席に組み込まれた年少者用補助乗車装置に係るものを除く。）は、令和五年八月三十一日までの間は、この省令による改正後の装置型式指定規則（以下「新規則」という。）第五条第一項の表第十四号の二下欄に掲げる協定に附属する規則に基づき行われた認定とみなす。

附 則 (平成二六年六月一〇日国土交通省令第五四号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二六年一〇月九日国土交通省令第八〇号)

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令による改正前の装置型式指定規則（以下「旧規則」という。）第五条第一項の表第五号の五下欄に掲げる車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定（以下「協定」という。）に附属する規則に基づき行われた認定は、この省令による改正後の装置型式指定規則（以下「新規則」という。）第五条第一項の表第五号の五下欄に掲げる協定に附属する規則に基づき行われた認定とみなす。

3 旧規則第五条第一項の表第三十四号下欄に掲げる協定に附属する規則に基づき行われた認定は、新規則第五条第一項の表第三十四号下欄に掲げる協定に附属する規則に基づき行われた認定とみなす。

附 則 （平成二七年一月二二日国土交通省令第三号）

（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

この省令による改正前の装置型式指定規則第五条第一項の表第六号の三下欄に掲げる車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定（以下「協定」という。）に附属する規則に基づき行われた認定は、この省令による改正後の装置型式指定規則第五条第一項の表第三号の五及び第十五号下欄に掲げる協定に附属する規則に基づき行われた認定とみなす。

附 則 （平成二七年一〇月八日国土交通省令第七四号）

（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

この省令による改正前の装置型式指定規則第五条第一項の表第六号の五及び第十五号下欄に掲げる車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定（以下「協定」という。）に附属する規則に基づき行われた認定は、この省令による改正後の装置型式指定規則第五条第一項の表第六号の五及び第十五号下欄に掲げる協定に附属する規則に基づき行われた認定とみなす。

附 則 （平成二七年一〇月八日国土交通省令第七四号）

（施行期日）

（平成二八年一月二〇日国土交通省令第一号）

（経過措置）

この省令による改正前の装置型式指定規則第五条第一項の表第六号の五及び第十五号下欄に掲げる車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定（以下「協定」という。）に附属する規則に基づき行われた認定は、この省令による改正後の装置型式指定規則第五条第一項の表第六号の三下欄に掲げる協定に附属する規則に基づき行われた認定とみなす。

附 則 （平成二八年三月一日国土交通省令第一四号）

（施行期日）

（平成二八年三月一日国土交通省令第一四号）抄

（施行期日）

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

（附 則）（平成二八年四月一三日国土交通省令第四三号）

この省令は、平成二十八年四月二十日から施行する。

附 則 （平成二八年六月一七日国土交通省令第五〇号）

（施行期日）

この省令は、平成二十八年六月十八日から施行する。

（附 則）（平成二八年四月一三日国土交通省令第四三号）

この省令は、平成二十八年四月二十日から施行する。

（附 則）（平成二八年六月一七日国土交通省令第五〇号）

（施行期日）

この省令は、平成二十八年六月十八日から施行する。

（附 則）（別表第二第十七号）

この省令による改正前の装置型式指定規則（以下「旧装置型式指定規則」という。）第五条第一項の表第五号の十一、第五号の十二、第六号の四及び第三十八号下欄に掲げる車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定（以下「協定」という。）に附属する規則に基づき行われた認定は、第一條の規定による改正後の装置型式指定規則（以下「新装置型式指定規則」という。）第五条第一項の表第五号の十三、第五号の十四、第六号の四及び第三十八号下欄に掲げる協定に附属する規則に基づき行われた認定とみなす。

3 旧装置型式指定規則第五条第一項の表第十号及び第十一号下欄に掲げる協定に附属する規則に基づき行われた認定は、平成三十三年八月三十一日までは、新装置型式指定規則第五条第一項の表第十号及び第十一号下欄に掲げる協定に附属する規則に基づき行われた認定とみなす。

附 則 （平成二八年八月三一日国土交通省令第六三号）

（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

（第一条）

(附 則) (平成三十一年七月一九日国土交通省令第五九号)

(施行期日)
この省令は、公布の日から施行する。

(装置型式指定規則の一部改正に伴う経過措置)
第三条の規定による改正前の装置型式指定規則（以下「旧規則」という。）第五条の表第十三号の三下欄に掲げる規則に基づき行われた認定（年少者用補助乗車装置取付具に係るものに限る。）は、第三条の規定による改正後の装置型式指定規則（以下「新規則」という。）第五条の表第十三号の三下欄に掲げる規則に基づき行われた認定とみなす。

3 旧規則第五条の表第十三号の三下欄に掲げる規則に基づき行われた認定（年少者用補助乗車装置取付具に係るものに限る。）は、新規則第五条の表第十四号の二下欄に掲げる規則に基づき行われた認定とみなす。

附 則 (平成三十一年七月一九日国土交通省令第五九号) 抄

(施行期日)

1 この省令は、平成三十一年六月三十日から施行する。ただし、第一条中自動車型式指定規則第二条第二項第九号口、第三条の四及び第四条の二の改正規定、第三条の規定並びに第四条の規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成三十一年七月一九日国土交通省令第八〇号)

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(装置型式指定規則の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正前の装置型式指定規則（以下「旧規則」という。）第五条の表第三号の七下欄に掲げる規則に基づき行われた認定（電波障害防止装置を有しないかじ取装置に係るものに限る。）は、令和五年三月三十一日までの間は、第一条の規定による改正後の装置型式指定規則（以下「新規則」という。）第五条の表第三号の七下欄に掲げる規則に基づき行われた認定とみなす。

2 旧規則第五条の表第三号の七下欄に掲げる規則に基づき行された認定（電波障害防止装置を有しないかじ取装置に係るものに限る。）は、新規則第五条の表第三号の七下欄に掲げる規則に基づき行された認定とみなす。

3 旧規則第五条の表第五号の九及び第五号の十下欄に掲げる規則に基づき行された認定（プラスチックライナーを有するガス容器に係る燃料制御保護装置又はガス容器取付装置に係るもの（令和五年八月三十一日以前に行われたものに限る。）に限る。）は、当分の間、新規則第五条の表第五号の九及び第五号の十下欄に掲げる規則に基づき行された認定とみなす。

4 旧規則第五条の表第五号の九及び第五号の十下欄に掲げる規則に基づき行された認定（プラスチックライナーを有しないガス容器に係る燃料制御保護装置又はガス容器取付装置に係るものに限る。）は、当分の間、新規則第五条の表第五号の九及び第五号の十下欄に掲げる規則に基づき行された認定とみなす。

附 則 (平成三十一年七月二八日国土交通省令第九四号)

(施行期日)

第一条 この省令は、平成三十一年一月一日から施行する。ただし、第五条の表の改正規定（同表第五号の十一に係る部分を除く。）は、平成三十年十二月二十九日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令による改正前の装置型式指定規則（以下「旧規則」という。）第五条の表第十三号の三下欄に掲げる規則に基づき行された認定（平成三十一年八月三十一日以前に行われたものに限り、四席以上連続した座席を有する自動車に備える座席ベルト取付装置（腰用帶部の取付装置の取付位置間隔が三百五十ミリメートル以上である座席ベルト取付装置を除く。次項において、「特定座席ベルト取付装置」という。）に係るものに限る。）は、平成三十七年八月三十一日までは、この省令による改正後の装置型式指定規則（以下「新規則」という。）第五条の表第十三号の三下欄に掲げる規則に基づき行された認定とみなす。

2 旧規則第五条の表第十三号の三下欄に掲げる規則に基づき行された認定（特定座席ベルト取付装置に係るものに限る。）は、新規則第五条の表第十三号の三下欄に掲げる規則に基づき行された認定とみなす。

3 旧規則第五条の表第十四号の三下欄に掲げる規則に基づき行された認定は、新規則第五条の表第十四号の三下欄に掲げる規則に基づき行された認定とみなす。

附 則 (平成三十一年七月二九日国土交通省令第一六号)

この省令は、平成三十一年四月十五日から施行する。ただし、第一条中装置型式指定規則第四条第二項第八号口の改正規定及び第二条中共通構造部型式指定規則第三条第二項第七号口の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年五月一四日国土交通省令第七号)

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一条、第四条及び第六条の規定は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則 (令和元年五月二八日国土交通省令第八号)

この省令は、令和元年五月二十八日から施行する。

(施行期日)

第一条 この省令は、令和元年五月二十八日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令による改正前の装置型式指定規則（以下「旧規則」という。）第五条の表第十二号及び第十三号下欄に掲げる規則に基づき行われた認定（令和二年八月三十一日以前に行われたものに限る。）であつて、この省令による改正に係る事項の認定は、令和四年八月三十一日までは、この省令による改正後の装置型式指定規則（以下「新規則」という。）第五条の表第十二号及び第十三号下欄に掲げる規則に基づき行われた認定とみなす。

2 旧規則第五条の表第十二号及び第十三号下欄に掲げる規則に基づき行われた認定であるが、この省令による改正に係る事項の認定以外に係るものは、新規則第五条の表第十二号及び第十三号下欄に掲げる規則に基づき行われた認定とみなす。

3 旧規則第五条の表第十三号の四下欄に掲げる規則に基づき行われた認定（令和二年八月三十一日以前に行われたものに限る。）であつて、この省令による改正に係る事項の認定のうち、専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員十人以上のもの（高速道路等において運行しないものに限る。）に備える座席ベルト（次項において「特定座席ベルト」という。）以外に係るものは、令和四年八月三十一日までは、新規則第五条の表第十三号の四下欄に掲げる規則に基づき行われた認定とみなす。

4 旧規則第五条の表第十三号の四下欄に掲げる規則に基づき行われた認定であつて、この省令による改正に係る事項の認定以外に係るもの及び特定座席ベルトに係るものは、新規則第五条の表第十三号の四下欄に掲げる規則に基づき行われた認定とみなす。

附 則（令和元年六月二八日国土交通省令第二〇号）

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附 則（令和元年一〇月一五日国土交通省令第四〇号）

第一条 この省令は、令和元年十一月十五日から施行する。ただし、第一条中道路運送車両の保安基準第四十七条の改正規定、第三条中装置型式指定規則第五条の表第五号の九、第五号の十及び第五号の十三の改正規定並びに第五条の規定並びに次条第一項及び第二項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令による改正前の装置型式指定規則（以下「旧規則」という。）第五条の表第五号の九及び第五号の十下欄に掲げる規則に基づき行われた認定（令和七年八月三十一日以前に行われたものに限る。）は、この省令による改正後の装置型式指定規則（以下「新規則」という。）第五条の表第五号の九及び第五号の十下欄に掲げる規則に基づき行われた認定とみなす。

2 旧規則第五条の表第五号の十三下欄に掲げる規則に基づき行われた認定（令和四年八月三十一日以前に行われたもの又はこの省令による改正に係る事項の認定以外に係るものに限る。）は、新規則第五条の表第五号の十三下欄に掲げる規則に基づき行われた認定とみなす。

3 旧規則第五条の表第十五号の四、第十五号の五、第十八号から第三十一号の三まで、第三十四号及び第三十五号下欄に掲げる規則に基づき行われた認定は、新規則第五条の表第十五号の四、第十五号の五、第十八号から第三十一号の三まで、第三十四号及び第三十五号下欄に掲げる規則に基づき行われた認定とみなす。

附 則（令和二年一月三一日国土交通省令第四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年三月三一日国土交通省令第二〇号）

この省令は、道路運送車両法の一部を改正する法律の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。

附 則（令和二年五月一九日国土交通省令第五三号）抄

(施行期日)

この省令は、令和二年五月二十九日から施行する。

(装置型式指定規則の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正前の装置型式指定規則第五条の表第十三号の二下欄に掲げる規則に基づき行われた認定（令和三年八月三十一日以前に行われたものに限る。）は、令和四年八月三十一日までは、この省令による改正後の装置型式指定規則第五条の表第十三号の二下欄に掲げる規則に基づき行われた認定とみなす。

附 則（令和二年八月五日国土交通省令第六七号）抄

この省令は、道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第十四号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和二年十一月二十三日）から施行する。

附 則（令和二年九月一五日国土交通省令第七八号）

(施行期日)

この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令による改正前の装置型式指定規則（以下「旧規則」という。）第五条の表第四号下欄に掲げる規則に基づき行われた認定（令和四年八月三十一日以前に行われたものに限る。）であつて、この省令による改正に係る事項の認定は、令和六年八月三十一日までの間は、この省令による改正後の装置型式指定規則（以下「新規則」という。）第五条の表第四号下欄に掲げる規則に基づき行われた認定とみなす。

2 旧規則第五条の表第四号及び第三十五号の三下欄に掲げる規則に基づき行われた認定（令和四年八月三十一日以前に行われたものに限る。）は、令和六年八月三十一日までの間は、この省令による改正に係る事項の認定は、新規則第五条の表第四号及び第三十五号の三下欄に掲げる規則に基づき行われた認定とみなす。

3 旧規則第五条の表第五号の五下欄に掲げる規則に基づき行われた認定は、新規則第五条の表第五号の五下欄に掲げる規則に基づき行われた認定とみなす。

- 4 旧規則第五条の表第七号から第九号まで及び第三十四号の五下欄に掲げる規則に基づき行われた認定（令和四年八月三十一日以前に行われたものに限る。）は、新規則第五条の表第七号から第九号まで及び第三十四号の五下欄に掲げる規則に基づき行われた認定とみなす。
- 5 旧規則第五条の表第三十五号の三下欄に掲げる規則に基づき行われた認定（令和四年七月六日以前に行われたものに限る。）であって、この省令による改正に係る事項の認定は、令和六年七月六日までの間は、新規則第五条の表第三十五号の三下欄に掲げる規則に基づき行われた認定とみなす。
- 附 則（令和二年一〇月三〇日国土交通省令第八四号）抄**
- （施行期日）**
- 第一条** この省令は、令和三年四月一日から施行する。
- （装置型式指定規則の一一部改正に伴う経過措置）**
- 第四条** この省令の施行の際現に第四条の規定による改正前の装置型式指定規則第七条に規定する指定製作者等である者に対する当該特定装置に係る第四条の規定による改正後の装置型式指定規則第七条の規定の適用については、なお従前の例によることができる。
- 附 則（令和二年一一月二三日国土交通省令第九八号）**
- （施行期日）**
- 1 この省令は、令和三年一月一日から施行する。
 - 2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。
- （経過措置）**
- 第一条** この省令は、令和三年一月二十二日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- 一 略**
- 二 第一条中道路運送車両の保安基準第十八条の改正規定並びに第二条中装置型式指定規則第五条の表第四号の四、第六号及び第六号の二下欄の改正規定並びに次条の規定（経過措置）**
- 附 則（令和二年一一月二五日国土交通省令第一〇〇号）抄**
- （施行期日）**
- 第一条** この省令による改正前の装置型式指定規則（以下「旧規則」という。）第五条の表第四号の四下欄に掲げる規則に基づき行われた認定（令和五年八月三十一日以前に行われたもの又はこの省令による改正に係る事項の認定以外に係るものに限る。）は、この省令による改正後の装置型式指定規則（以下「新規則」という。）第五条の表第四号の四下欄に掲げる規則に基づき行われた認定とみなす。
- 2 旧規則第五条の表第六号及び第六号の二下欄に掲げる規則に基づき行われた認定（令和四年七月四日以前に行われたものに限る。）であって、この省令による改正に係る事項の認定は、令和六年七月四日までの間は、新規則第五条の表第六号及び第六号の二下欄に掲げる規則に基づき行われた認定とみなす。
- 3 旧規則第五条の表第六号及び第六号の二下欄に掲げる規則に基づき行われた認定であつて、この省令による改正に係る事項の認定以外に係るものは、新規則第五条の表第六号及び第六号の二下欄に掲げる規則に基づき行われた認定とみなす。
- 附 則（令和三年六月九日国土交通省令第四〇号）**
- （施行期日）**
- 第一条** この省令は、令和三年六月十日から施行する。ただし、第三条中装置型式指定規則第五条の表第五号の十七から第六号の二まで、第十二号及び第十三号の改正規定並びに第四条並びに次条の規定は、令和三年六月九日から施行する。
- （経過措置）**
- 第二条** この省令による改正前の装置型式指定規則（以下「旧規則」という。）第五条の表第五号の十七及び第五号の十八下欄に掲げる規則に基づき行われた認定（令和五年八月三十一日以前に行われたものに限る。）は、令和七年八月三十一日までの間は、この省令による改正後の装置型式指定規則（以下「新規則」という。）第五条の表第五号の十七及び第五号の十八下欄に掲げる規則に基づき行われた認定とみなす。
- 2 旧規則第五条の表第五号の十九及び第五号の二十下欄に掲げる規則に基づき行われた認定（令和九年八月三十一日以前に行われたものに限る。）であつて、この省令による改正に係る事項の認定とみなす。
- 3 旧規則第五条の表第五号の十九及び第五号の二十下欄に掲げる規則に基づき行われた認定（令和五年八月三十一日以前に行われたものに限る。）であつて、この省令による改正に係る事項の認定は、新規則第五条の表第五号の二十一から第六号の二までの下欄に掲げる規則に基づき行われた認定（令和五年八月三十一日以前に行われたものに限る。）であつて、この省令による改正に係る事項の認定は、新規則第五条の表第五号の二十一から第六号の二までの下欄に掲げる規則に基づき行われた認定とみなす。
- 4 旧規則第五条の表第五号の十九から第六号の二までの下欄に掲げる規則に基づき行われた認定（令和四年八月三十一日以前に行われたものに限る。）であつて、この省令による改正に係る事項の認定は、新規則第五条の表第五号の十九から第六号の二までの下欄に掲げる規則に基づき行われた認定とみなす。
- 5 旧規則第五条の表第十二号及び第十三号下欄に掲げる規則に基づき行われた認定（令和四年八月三十一日以前に行われたものに限る。）であつて、この省令による改正に係る事項の認定は、令和八年八月三十一日までの間は、新規則第五条の表第十二号及び第十三号下欄に掲げる規則に基づき行われた認定とみなす。
- 6 旧規則第五条の表第十二号及び第十三号下欄に掲げる規則に基づき行われた認定であつて、この省令による改正に係る事項の認定以外に係るものは、新規則第五条の表第十二号及び第十三号下欄に掲げる規則に基づき行われた認定とみなす。

この省令は、令和三年八月五日から施行する。

附 則（令和三年九月三十日国土交通省令第五九号）

（施行期日）

第一条 この省令は、令和三年九月三十日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令による改正前の装置型式指定規則（以下「旧規則」という。）第五条の表第三号の二下欄に掲げる規則に基づき行われた認定であつて、この省令による改正に係る事項の認定以外に係るものは、この省令による改正後の装置型式指定規則（以下「新規則」という。）第五条の表第三号の二下欄に掲げる規則に基づき行われた認定とみなす。

2 旧規則第五条の表第三号の四下欄に掲げる規則に基づき行われた認定であつて、この省令による改正に係る事項の認定のうち専ら乗用の用に供する自動車に備えるタイヤ空気圧監視装置に係るものは、令和四年七月五日までの間は、新規則第五条の表第三号の四下欄に掲げる規則に基づき行われた認定とみなす。

3 旧規則第五条の表第三号の四下欄に掲げる規則に基づき行われた認定（令和四年七月五日以前に行われたものに限る。）であつて、この省令による改正に係る事項の認定のうち貨物の運送の用に供する自動車に備えるタイヤ空気圧監視装置に係るものは、令和六年七月五日までの間は、新規則第五条の表第三号の四下欄に掲げる規則に基づき行われた認定とみなす。

4 旧規則第五条の表第三号の四下欄に掲げる規則に基づき行われた認定であつて、この省令による改正に係る事項の認定以外に係るものは、新規則第五条の表第三号の四下欄に掲げる規則に基づき行われた認定とみなす。

5 旧規則第五条の表第五号の五下欄に掲げる規則に基づき行われた認定（令和六年六月三十日以前に行われたものに限る。）であつて、この省令による改正に係る事項の認定は、令和八年六月三十日までの間は、新規則第五条の表第五号の五下欄に掲げる規則に基づき行われた認定とみなす。

6 旧規則第五条の表第五号の五下欄に掲げる規則に基づき行われた認定であつて、この省令による改正に係る事項の認定以外に係るものは、新規則第五条の表第五号の五下欄に掲げる規則に基づき行われた認定とみなす。

7 旧規則第五条の表第十五号の三下欄に掲げる規則に基づき行われた認定（令和五年八月三十一日以前に行われたものに限る。）であつて、この省令による改正に係る事項の認定は、令和六年八月三十一日までの間は、新規則第五条の表第十五号の三下欄に掲げる規則に基づき行われた認定とみなす。

8 旧規則第五条の表第十五号の三下欄に掲げる規則に基づき行われた認定であつて、この省令による改正に係る事項の認定以外に係るものは、新規則第五条の表第十五号の三下欄に掲げる規則に基づき行われた認定とみなす。

（附 則（令和四年一月七日国土交通省令第一号）

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令による改正前の装置型式指定規則（以下「旧規則」という。）第五条の表第三号の七下欄に掲げる規則に基づき行われた認定（令和五年八月三十一日以前に行われたものに限る。）であつて、この省令による改正に係る事項の認定は、令和七年八月三十一日までの間は、この省令による改正後の装置型式指定規則（以下「新規則」という。）第五条の表第三号の七下欄に掲げる規則に基づき行われた認定とみなす。

2 旧規則第五条の表第三号の七下欄に掲げる規則に基づき行われた認定であつて、この省令による改正に係る事項の認定以外に係るものは、新規則第五条の表第三号の七下欄に掲げる規則に基づき行われた認定とみなす。

3 旧規則第五条の表第五号の十二下欄に掲げる規則に基づき行われた認定（令和四年八月三十一日以前に行われたものに限る。）であつて、この省令による改正に係る事項の認定は、令和六年八月三十一日までの間は、新規則第五条の表第五号の十二下欄に掲げる規則に基づき行われた認定とみなす。

4 旧規則第五条の表第五号の十二下欄に掲げる規則に基づき行われた認定であつて、この省令による改正に係る事項の認定以外に係るものは、新規則第五条の表第五号の十二下欄に掲げる規則に基づき行われた認定とみなす。

（附 則（令和四年六月二二日国土交通省令第五二号）

（施行期日）

第一条 この省令は、令和四年六月二十二日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令による改正前の装置型式指定規則（以下「旧規則」という。）第五条の表第四号の二、第四号の三及び第三十四号の二下欄に掲げる規則に基づき行われた認定（令和四年八月三十一日以前に行われたものに限る。）であつて、この省令による改正に係る事項の認定は、令和六年八月三十一日までの間は、この省令による改正後後の装置型式指定規則（以下「新規則」という。）第五条の表第四号の二、第四号の三及び第三十四号の二下欄に掲げる規則に基づき行われた認定とみなす。

2 旧規則第五条の表第四号の二、第四号の三及び第三十四号の二下欄に掲げる規則に基づき行われた認定であつて、この省令による改正に係る事項の認定以外に係るものは、新規則第五条の表第四号の二、第四号の三、第五号の十、第五号の十一、第三十四号の二、第三十五号の三及び第四十号下欄に掲げる規則に基づき行われた認定であつて、この省令による改正に係る事項の認定以外に係るものは、新規則第五条の表第四号の二、第四号の三、第五号の十、第五号の十一、第三十四号の二、第三十五号の三及び第四十号下欄に掲げる規則に基づき行われた認定とみなす。

3 旧規則第五条の表第五号の十及び第五号の十一下欄に掲げる規則に基づき行われた認定（令和七年八月三十一日以前に行われたものに限る。）であつて、この省令による改正に係る事項の認定は、令和九年八月三十一日までの間は、新規則第五条の表第五号の十及び第五号の十一下欄に掲げる規則に基づき行われた認定とみなす。

- 4 旧規則第五条の表第三十五号の三下欄に掲げる規則に基づき行われた認定（令和六年八月三十一日以前に行われたものに限る。）であつて、この省令による改正に係る事項の認定は、令和九年八月三十一日までの間は、新規則第五条の表第三十五号の三下欄に掲げる規則に基づき行われた認定とみなす。
- 5 旧規則第五条の表第四十号下欄に掲げる規則に基づき行われた認定（令和六年六月三十日以前に行われたものに限る。）であつて、この省令による改正に係る事項の認定は、令和八年六月三十日までの間は、新規則第五条の表第四十号下欄に掲げる規則に基づき行われた認定とみなす。
- 附 則（令和四年一〇月七日国土交通省令第七三号）抄**
- （施行期日）** この省令は、令和四年十月八日から施行する。ただし、第五条の表第十五号の四下欄の改正規定（「第百五十四号」を「第百五十四号第二改訂版」に改める部分に限る。）並びに次条第四項及び第六項の規定は、令和五年六月八日から施行する。
- （経過措置）**
- 第二条** この省令（前条ただし書に規定する改正規定を除く。以下この条において同じ。）による改正前の装置型式指定規則（以下この条において「旧規則」という。）第五条の表第五号の二及び第五号の三下欄に掲げる第十三号第十一改訂版に基づき行われた認定（駐車ブレーキ（電子的方法により操作するものに限る。）に係るもの（令和六年八月三十一日以前に行われたものに限る。）は、令和八年八月三十一日までの間は、この省令による改正後の装置型式指定規則（以下この条において「新規則」という。）第五条の表第五号の二及び第五号の三下欄に掲げる第十三号第十二改訂版に基づき行われた認定とみなす。）
- 2 旧規則第五条の表第五号の二及び第五号の三下欄に掲げる第十三号第十一改訂版に基づき行われた認定（駐車ブレーキに係るもの）は、新規則第五条の表第五号の二及び第五号の三下欄に掲げる第十三号第十二改訂版に基づき行われた認定とみなす。
- 3 旧規則第五条の表第三十六号及び第三十七号下欄に掲げる第四十六号第四改訂版に基づき行われた認定のうち、後方等確認装置（自動車に技術的最大許容質量（当該自動車の構造、装置及び性能を勘案し、当該自動車の安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全の観点から当該自動車に負荷することが許容される最大の質量をいう。）が負荷された状態で、当該装置の最下縁が地面から二メートル以上となるように取り付けられるものを除く。次項において同じ。）に係るもの（令和六年八月三十一日以前に行われたものに限る。）は、令和八年八月三十一日までの間は、新規則第五条の表第三十六号及び第三十七号下欄に掲げる第四十六号第五改訂版に基づき行われた認定とみなす。
- 4 旧規則第五条の表第三十六号及び第三十七号下欄に掲げる第四十六号第四改訂版に基づき行われた認定（後方等確認装置に係るものを除く。）は、新規則第五条の表第三十六号及び第三十七号下欄に掲げる第四十六号第五改訂版に基づき行われた認定とみなす。
- 附 則（令和五年一月四日国土交通省令第一号）抄**
- （施行期日）** この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、令和五年一月十九日から施行する。
- 一 及び二 略
- 三 第三条中装置型式指定規則第二条の改正規定、同令第五条の改正規定（同条の表第三十四号の六の次に二号を加える部分に限る。）及び同令第三号様式の改正規定（同様式の表第二条第四十一号の方向指示器の項の前に二項を加える部分に限る。）
- （経過措置）**
- 第二条** 第三条の規定（前条第三号に掲げる改正規定を除く。以下この条において同じ。）による改正前の装置型式指定規則（以下この条において「旧規則」という。）第五条の表第二号の二下欄に掲げる第百十七号第二改訂版に基づき行われた認定（令和六年七月六日以前に行われたものに限る。）は、令和九年七月六日までの間は、第三条の規定による改正後の装置型式指定規則（以下この条において「新規則」という。）第五条の表第二号の二下欄に掲げる第百十七号第三改訂版に基づき行われた認定とみなす。
- 2 旧規則第五条の表第三号下欄に掲げる第百十七号第二改訂版に基づき行われた認定は、当分の間、新規則第五条の表第三号下欄に掲げる第百十七号第三改訂版に基づき行われた認定とみなす。
- 3 旧規則第五条の表第三号の八及び第三号の九下欄に掲げる第十二号第四改訂版並びに第六号の三下欄に掲げる第百三十五号改訂版に基づき行われた認定（令和五年八月三十一日以前に行われたものに限る。）は、それぞれ、新規則第五条の表第三号の八及び第三号の九下欄に掲げる第十二号第五改訂版並びに第六号の三下欄に掲げる第百三十五号第二改訂版に基づき行われた認定とみなす。
- 4 旧規則第五条の表第五号の四下欄に掲げる第百三十一号改訂版に基づき行われた認定（令和七年八月三十一日以前に行われたものに限る。）は、令和十年八月三十一日までの間は、新規則第五条の表第五号の四下欄に掲げる第百三十一号第二改訂版に基づき行われた認定とみなす。
- 5 旧規則第五条の表第五号の十七及び第五号の十八下欄に掲げる第百三十六号改訂版に基づき行われた認定（令和七年八月三十一日以前に行われたものに限る。）は、令和九年八月三十一日までの間は、新規則第五号の十七及び第五号の十八下欄に掲げる第百三十六号改訂版に基づき行われた認定とみなす。
- 6 旧規則第五条の表第六号の六下欄に掲げる第百二十七号第一改訂版に基づき行われた認定（令和六年七月六日以前に行われたものに限る。）は、令和八年七月六日までの間は、新規則第五条の表第六号の六下欄に掲げる第百二十七号第三改訂版に基づき行われた認定とみなす。
- 7 旧規則第五条の表第十五号の五、第十五号の六、第十八号及び第十八号の二下欄に掲げる第百四十九号改訂版に基づき行われた認定（令和八年八月三十一日以前に行われたものに限る。）は、新規則第五条の表第十五号の五、第十五号の六、第十八号及び第十八号の二下欄に掲げる第百四十九号改訂版に基づき行われた認定とみなす。
- 8 旧規則第五条の表第十九号から第二十八号の二まで及び第三十五号下欄に掲げる第百四十八号改訂版に基づき行われた認定（令和八年八月三十一日以前に行われたものに限る。）は、新規則第三十五号下欄に掲げる第百四十八号改訂版に基づき行われた認定（令和八年八月三十一日以前に行われたものに限る。）は、新規則第三十五号下欄に掲げる第百四十八号改訂版に基づき行われた認定とみなす。
- 9 旧規則第五条の表第二十九号から第三十一号の三まで及び第三十四号下欄に掲げる第百五十号改訂版に基づき行われた認定は、当分の間、新規則第五条の表第二十九号から第三十一号の三まで及び第三十四号下欄に掲げる第百五十号改訂版に基づき行われた認定とみなす。

10 旧規則第五条の表第四十一号下欄に掲げる第百五十七号に基づき行われた認定（令和五年八月三十一日以前に行われたものに限る。）は、令和九年八月三十一日までの間は、新規則第五条の表第
四十一号下欄に掲げる第百五十七号改訂版に基づき行われた認定とみなす。

附 則（令和五年六月五日国土交通省令第四五号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、令和五年六月八日から施行する。

第二条 第二条の規定（前条第一号に掲げる改正規定を除く。以下この条において同じ。）による改正前の装置型式指定規則（以下この条において「旧規則」という。）第五条の表第五号の人及び第五号の九下欄に掲げる第三十四号第三改訂版に基づき行われた認定（令和八年八月三十一日以前に行われたものに限る。）は、当分の間、第二条の規定による改正後の装置型式指定規則（以下この条において「新規則」という。）第五条の表第五号の人及び第五号の九下欄に掲げる第三十四号第四改訂版に基づき行われた認定とみなす。

（経過措置）

第二条 第二条の規定（前条第一号に掲げる改正規定を除く。以下この条において同じ。）による改正前の装置型式指定規則（以下この条において「旧規則」という。）第五条の表第六号の六下欄に掲げる第百二十七号第三改訂版に基づき行われた認定（令和八年八月三十一日以前に行われたものに限る。次項において同じ。）（次項の国土交通大臣が告示で定めるものを除く。）は、令和十一年八月三十一日までの間は、新規則第五条の表第六号の六下欄に掲げる第百二十七号第四改訂版に基づき行われた認定とみなす。

3 旧規則第五条の表第六号の六下欄に掲げる第百二十七号第三改訂版に基づき行われた認定であつて、新規則第五条の表第六号の六下欄に掲げる第百二十七号第四改訂版に基づき行われた認定に相当すると認めて国土交通大臣が告示で定めるものは、当分の間、同号下欄に掲げる第百二十七号第四改訂版に基づき行われた認定とみなす。

4 旧規則第五条の表第十一号の五下欄に掲げる第百二十五号改訂版に基づき行われた認定（令和五年八月三十一日以前に行われたものに限り、次項の国土交通大臣が告示で定めるものを除く。）は、令和六年八月三十一日までの間は、新規則第五条の表第十一号の五下欄に掲げる第百二十五号第二改訂版に基づき行われた認定とみなす。

5 旧規則第五条の表第十一号の五下欄に掲げる第百二十五号改訂版に基づき行われた認定であつて、新規則第五条の表第十一号の五下欄に掲げる第百二十五号第二改訂版に基づき行われた認定に相当すると認めて国土交通大臣が告示で定めるものは、当分の間、同号下欄に掲げる第百二十五号第二改訂版に基づき行われた認定とみなす。

附 則（令和五年九月二二日国土交通省令第七四号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、令和五年九月二十四日から施行する。ただし、第二条中装置型式指定規則第一条の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令（前条ただし書に規定する改正規定を除く。以下この条において同じ。）による改正前の装置型式指定規則（以下この条において「旧規則」という。）第五条の表第二号の二下欄に掲げる第百十七号第三改訂版に基づき行われた認定（令和六年七月六日以前に行われたものに限る。）は、令和九年七月六日までの間、この省令による改正後の装置型式指定規則（以下この条において「新規則」という。）第五条第一項の表第二号の二下欄に掲げる第百十七号第四改訂版に基づき行われた認定とみなす。

2 旧規則第五条の表第三号下欄に掲げる第百十七号第三改訂版に基づき行われた認定（令和六年七月六日以前に行われたものに限る。）は、令和十一年八月三十一日までの間、新規則第五条第一項の表第三号下欄に掲げる第百十七号第四改訂版に基づき行われた認定とみなす。

3 旧規則第五条の表第五号の十及び第五号の十一下欄に掲げる第百十号第五改訂版に基づき行われた認定（液化天然ガス燃料自動車に備えるガス容器取付装置に係るもの（令和七年八月三十一日以前に行われたものに限る。）に限る。）は、当分の間、新規則第五条第一項の表第五号の十及び第五号の十一下欄に掲げる第百十号第六改訂版に基づき行われた認定とみなす。

4 旧規則第五条の表第五号の十及び第五号の十一下欄に掲げる第百十号第五改訂版に基づき行われた認定（燃料制御保護装置又は圧縮天然ガス燃料自動車に備えるガス容器取付装置に係るものに限る。）は、当分の間、新規則第五条第一項の表第五号の十及び第五号の十一下欄に掲げる第百十号第六改訂版に基づき行われた認定とみなす。

5 新規則第五条第二項の規定は、同条第一項の表中第二号の一一下欄に掲げる第百十七号第四改訂版に基づき行われた認定（令和六年七月六日まで、同表中第三号下欄に掲げる第百十七号第四改訂版に基づき行われた認定（令和六年七月六日以前に行われたものに限る。）については、令和十一年八月三十一日までは、適用しない。新規則第五条第三項の規定は、同条第一項の表中第三号下欄に掲げる第百十七号第四改訂版に基づき行われた認定（令和六年七月六日以前に行われたものに限る。）については、令和十三年八月三十一日までは、適用しない。

6 新規則第五条第三項の規定は、同条第一項の表中第三号下欄に掲げる第百十七号第四改訂版に基づき行われた認定（令和六年七月六日以前に行われたものに限る。）については、令和十三年八月三十一日までは、適用しない。

附 則（令和五年一〇月二〇日国土交通省令第八六号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、令和五年十二月二十一日から施行する。

（経過措置）

第二条 車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合規則の諸採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定（以下「協定」という。）に附属する規則第百十号第二改訂版に基づき行われた認定（プラスチックライナーを有するガス容器又は当該ガス容器に係るガス容器附属品に係るガス容器に係るガス容器附属品に係るものに限る。）は、当分の間、協定に附屬する規則第百十号第三改訂版に基づき行われた認定とみなす。

2 協定に附属する規則第百十号第二改訂版に基づき行われた認定（プラスチックライナーを有しないガス容器又は当該ガス容器に係るガス容器附属品に係るものに限る。）は、当分の間、協定に附属する規則第百十号第三改訂版に基づき行われた認定とみなす。

3 協定に附属する規則第百十号第五改訂版に基づき行われた認定（液化天然ガス燃料自動車に備えるガス容器又は当該ガス容器に係るガス容器附属品のうち安全弁に係るもの（令和七年八月三十日以前に行われたものに限る。）に限る。）は、当分の間、この省令による改正後の装置型式指定規則（以下この条において「新規則」という。）第五条第一項の表第五号の九の二から第五号の十一までの下欄に掲げる第百十号第六改訂版に基づき行われた認定とみなす。

4 協定に附属する規則第百十号第五改訂版に基づき行われた認定（圧縮天然ガス燃料自動車に備えるガス容器、当該ガス容器に係るガス容器附属品又は液化天然ガス燃料自動車に備えるガス容器附属品（安全弁に係るものを除く。）に係るものに限る。）は、当分の間、新規則第五条第一項の表第五号の九の二から第五号の十一までの下欄に掲げる第百十号第六改訂版に基づき行われた認定とみなす。

附 則（令和六年一月五日国土交通省令第一号）抄

（施行期日） 第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和六年三月二十六日から施行する。

（経過措置）

- 第二条 車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合規則の諸採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定（以下「協定」という。）に附属する規則第百五十四号（レベル一Aに係る部分を除く。）及び第百五十四号改訂版に基づき行われた認定（軽油を燃料とする自動車に備える次に掲げる装置に係るもの（令和五年九月三十日以前に行われたものに限る。）に限る。）は、令和七年九月三十日までの間は、それぞれ第一条の規定による改正後の装置型式指定規則（以下この条において「新規則」という。）第五条第一項の表第一号の二から第一号の七までの下欄に掲げる第百五十四号第二改訂版（レベル一Aに係る部分を除く。）及び第百五十四号第三改訂版に基づき行われた認定とみなす。
- 2 協定に附属する規則第百五十四号（レベル一Aに係る部分を除く。）及び第百五十四号改訂版に基づき行われた認定（次に掲げる装置に係るもの（令和六年九月三十日以前に行われたものに限る。）は、令和八年九月三十日までの間は、それぞれ新規則第五条第一項の表第一号の二から第一号の七までの下欄に掲げる第百五十四号第二改訂版（レベル一Aに係る部分を除く。）及び第百五十四号第三改訂版に基づき行われた認定とみなす。
- 一 自動車駆動用燃料消費装置及び一酸化炭素等発散防止装置
- 二 自動車駆動用燃料消費装置及び一酸化炭素等発散防止装置（新規則第二条第一号の三に規定する一酸化炭素等発散防止装置をいう。次号及び次項において同じ。）
- 三 自動車駆動用燃料消費装置及び一酸化炭素等発散防止装置（新規則第二条第一号の三に規定する一酸化炭素等発散防止装置をいう。次号及び次項において同じ。）
- 四 軽油以外の燃料を燃料とする自動車に備える自動車駆動用燃料消費装置及び一酸化炭素等発散防止装置
- 五 自動車駆動用燃料消費装置及び一酸化炭素等発散防止装置
- 六 自動車駆動用電力消費装置
- 3 第一条の規定による改正前の装置型式指定規則（以下この条において「旧規則」という。）第五条第一項の表第四号の四下欄に掲げる第七十八号第五改訂版に基づき行われた認定（自動命令型制動機能を有する制動装置に係るもの（令和六年八月三十一日以前に行われたものに限る。）に限る。）は、令和八年八月三十一日までの間は、新規則第五条第一項の表第四号の四下欄に掲げる第七十八号第五改訂版に基づき行われた認定とみなす。
- 4 旧規則第五条第一項の表第四号の四下欄に掲げる第七十八号第五改訂版に基づき行われた認定（自動命令型制動機能を有する制動装置に係るものに限る。）は、当分の間、新規則第五条第一項の表第四号の四下欄に掲げる第七十八号第六改訂版に基づき行われた認定とみなす。
- 5 旧規則第五条第一項の表第五号の二及び第五号の三下欄に掲げる第十三号第十二改訂版に基づき行われた認定（貨物の運送の用に供する自動車（車軸の数が四のものであつて、駆動軸が後輪の二の車軸のものであり、かつ、リム径が十九・五インチを超える車輪を備えるものに限る。）に限る。）は、令和十年八月三十一日までの間は、新規則第五条第一項の表第五号の二及び第五号の三下欄に掲げる第十三号第十三改訂版に基づき行われた認定とみなす。
- 6 旧規則第五条第一項の表第五号の二及び第五号の三下欄に掲げる第十三号第十二改訂版に基づき行われた認定（貨物の運送の用に供する自動車であつて、車両総重量が十二トンを超えるものに備える制動装置に係るもの）は、当分の間、新規則第五条第一項の表第五号の二及び第五号の三下欄に掲げる第十三号第十三改訂版に基づき行われた認定とみなす。

附 則（令和六年三月一九日国土交通省令第二六号）抄

（施行期日） 第一条 この省令は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 第三条の規定による改正前の装置型式指定規則（以下この条において「旧規則」という。）第五条第一項の表第五号の十一の二から第五号の十二までの下欄に掲げる第百三十四号改訂版、第五号の十九及び第五号の二十下欄に掲げる第百三十七号第二改訂版、第五号の二十一及び第五号の二十二下欄に掲げる第九十四号第四改訂版並びに第六号及び第六号の二下欄に掲げる第九十五号

附 則（令和六年六月一四日国土交通省令第六六号）抄

（施行期日） 第一条 この省令は、令和六年六月十五日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、令和六年六月二十日から施行する。

（経過措置）

- 第一条 この省令は、令和六年六月十五日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、令和六年六月二十日から施行する。
- 一 略
- 二 第四条の規定

- 第五改訂版に基づき行われた認定（令和九年八月三十一日以前に行われたものに限る。）は、当分の間、それぞれ、第三条の規定による改正後の装置型式指定規則（以下この条において「新規則」という。）第五条第一項の表第五号の十一から第五号の十三までの下欄に掲げる第百三十四号第二改訂版、第五号の十九及び第五号の二十下欄に掲げる第百三十七号第三改訂版、第五号の二十一及び第五号の二十二下欄に掲げる第九十四号第五改訂版並びに第六号及び第六号の二下欄に掲げる第九十五号第六改訂版に基づき行われた認定とみなす。
- 2 旧規則第五条第一項の表第十二号及び第十三号下欄に掲げる第十七号第十改訂版に基づき行われた認定（頭部後傾抑止装置（高さを調整することができるものを除く。）に係るもの（令和八年八月三十一日以前に行われたものに限る。）に限る。）は、令和十年八月三十一日までの間は、新規則第五条第一項の表第十二号及び第十三号下欄に掲げる第十七号第十一改訂版に基づき行われた認定とみなす。
- 3 旧規則第五条第一項の表第十二号及び第十三号下欄に掲げる第十七号第十改訂版に基づき行われた認定（高さを調整することができる頭部後傾抑止装置に係るものに限る。）は、当分の間、新規則第五条第一項の表第十二号及び第十三号下欄に掲げる第十七号第十一改訂版に基づき行われた認定とみなす。
- 4 旧規則第五条第一項の表第十三号の四下欄に掲げる第十六号第八改訂版に基づき行われた認定（令和八年八月三十一日以前に行われたものに限る。）は、当分の間、新規則第五条第一項の表第十三号の四下欄に掲げる第十六号第九改訂版に基づき行われた認定とみなす。
- 5 旧規則第五条第一項の表第十四号の二下欄に掲げる第百四十五号に基づき行われた認定（年少者用補助乗車装置に備える後方への回転を防止するための装置を取り付けることができる年少者用補助乗車装置取付具に係るもの（令和八年八月三十一日以前に行われたものに限る。）に限る。）は、令和九年八月三十一日までの間は、新規則第五条第一項の表第十四号の二下欄に掲げる第百四十五号改訂版に基づき行われた認定とみなす。
- 6 旧規則第五条第一項の表第十四号の二下欄に掲げる第百四十五号に基づき行われた認定（年少者用補助乗車装置に備える後方への回転を防止するための装置を取り付けることができる年少者用補助乗車装置取付具に係るもの（令和八年八月三十一日以前に行われたものに限る。）に限る。）は、当分の間、新規則第五条第一項の表第十四号の二下欄に掲げる第百四十五号改訂版に基づき行われた認定とみなす。
- 7 旧規則第五条第一項の表第十四号の三下欄に掲げる第百二十九号第三改訂版に基づき行われた認定（後方への回転を防止するための装置を備える年少者用補助乗車装置に係るもの（令和八年八月三十一日以前に行われたものに限る。）に限る。）は、令和九年八月三十一日までの間は、新規則第五条第一項の表第十四号の三下欄に掲げる第百二十九号第四改訂版に基づき行われた認定とみなす。
- 8 旧規則第五条第一項の表第十四号の三下欄に掲げる第百二十九号第三改訂版に基づき行われた認定（後方への回転を防止するための装置を備える年少者用補助乗車装置に係るもの（令和八年八月三十一日以前に行われたものに限る。）に限る。）は、当分の間、新規則第五条第一項の表第十四号の三下欄に掲げる第百二十九号第四改訂版に基づき行われた認定とみなす。
- 9 旧規則第五条第一項の表第三十五号の四下欄に掲げる第五十三号第三改訂版に基づき行われた認定（令和十年八月三十一日以前に行われたものに限る。）は、令和十二年八月三十一日までの間は、新規則第五条第一項の表第三十五号の四下欄に掲げる第五十三号第四改訂版に基づき行われた認定とみなす。
- 10 旧規則第五条第一項の表第四十号下欄に掲げる第百六十号改訂版に基づき行われた認定（加速度に関する情報を記録することができる事故情報計測・記録装置に係るもの（令和六年八月三十一日以前に行われたものに限る。）に限る。）は、令和八年八月三十一日までの間は、新規則第五条第一項の表第四十号下欄に掲げる第百六十号第二改訂版に基づき行われた認定とみなす。
- 11 旧規則第五条第一項の表第四十号下欄に掲げる第百六十号改訂版に基づき行われた認定（加速度に関する情報を記録することができる事故情報計測・記録装置に係るもの（令和六年八月三十一日以前に行われたものに限る。）に限る。）は、当分の間、新規則第五条第一項の表第四十号下欄に掲げる第百六十号第二改訂版に基づき行われた認定とみなす。

第一号様式(装置型式指定申請書)(第四条関係) (平12通令39・令元国交令20・令2国交令98・一部改正)

自動車検査登録印紙

受付番号(※)

受付年月日(※)

装置型式指定申請書

国土交通大臣 殿

年 月 日

特定装置の種類

特定装置の名称及び型式

申請者の氏名又は名称
及び住所

主たる製作工場の名称
及び所在地

(日本産業規格 A列4番)

備考

※印の欄は、申請者が記入しないこと。

第一号様式の二（既指定装置型式指定申請書）（第四条の二関係）（平28国交令14・追加、令元国交令20・令2国交令98・一部改正）

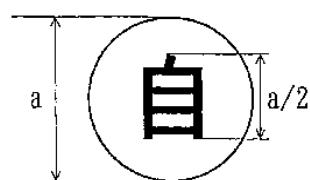
自動車検査登録印紙
受付番号 ^(*)
受付年月日 ^(*)
既 指 定 装 置 型 式 指 定 申 請 書
国土交通大臣 殿
年 月 日
指定装置の種類
指定装置の名称及び型式
指定番号
指定製作者等の氏名又は名称及び住所
異なる事項及び異なる事由
備考

（日本産業規格 A列4番）

備考

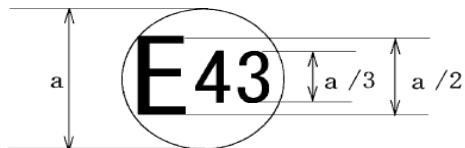
※の欄は、申請者が記入しないこと

第二号様式 (特別な表示) (第六条関係)



$a = 4$ 以上
(単位: ミリメートル)

第三号様式(特別な表示)(第六条関係)



(単位:ミリメートル)

特 定 装 置 の 種 類	a
第二条第一号の自動車駆動用出力装置	8以上
第二条第一号の二の自動車駆動用燃料消費装置	
第二条第一号の三の自動車駆動用燃料消費装置、自動車駆動用電力消費装置及び一酸化炭素等発散防止装置	
第二条第一号の四の自動車駆動用燃料消費装置、自動車駆動用電力消費装置、一酸化炭素等発散防止装置及び燃料蒸発ガス排出抑止装置	
第二条第一号の五の自動車駆動用燃料消費装置及び一酸化炭素等発散防止装置	
第二条第一号の六の自動車駆動用燃料消費装置、一酸化炭素等発散防止装置及び燃料蒸発ガス排出抑止装置	
第二条第一号の七の自動車駆動用電力消費装置	
第二条第二号の空気入ゴムタイヤ	9以上
第二条第二号の二の空気入ゴムタイヤ	12以上
第二条第三号の空気入ゴムタイヤ	
第二条第三号の二の空気入ゴムタイヤ	8以上
第二条第三号の三の応急用予備走行装置	
第二条第三号の四のタイヤ空気圧監視装置	
第二条第三号の五の操作装置	
第二条第三号の六の操作装置	
第二条第三号の七のかじ取装置	
第二条第三号の八のフルラップ前面衝突時の乗員保護装置	
第二条第三号の九のフルラップ前面衝突時の乗員保護装置及び感電防止装置	
第二条第四号の施錠装置	
第二条第四号の二の施錠装置	
第二条第四号の三のイモビライザ	
第二条第四号の四の制動装置	

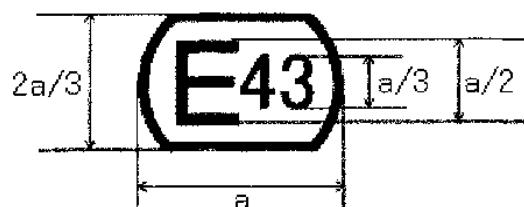
第二条第五号の制動装置	
第二条第五号の二の制動装置	
第二条第五号の三の制動装置	
第二条第五号の四の衝突被害軽減制動制御装置	
第二条第五号の五の衝突被害軽減制動制御装置	
第二条第五号の五の二の衝突被害軽減制動制御装置	
第二条第五号の五の三の衝突被害軽減制動制御装置	
第二条第五号の六の横滑り防止装置	
第二条第五号の七のブレーキアシストシステム	
第二条第五号の八の燃料タンク	
第二条第五号の九の燃料タンク及び燃料タンク取付装置	
第二条第五号の九の二の衝突時の車両火災防止装置	
第二条第五号の十のガス容器	
第二条第五号の十の二のガス容器及びガス容器附属品	
第二条第五号の十の三のガス容器、ガス容器附属品及び燃料制御保護装置	
第二条第五号の十の四のガス容器及び燃料制御保護装置	
第二条第五号の十の五のガス容器附属品	
第二条第五号の十の六のガス容器附属品及び燃料制御保護装置	
第二条第五号の十の七の燃料制御保護装置	
第二条第五号の十の八のガス容器取付装置	
第二条第五号の十一のガス容器及びガス容器附属品	
第二条第五号の十二のガス容器附属品	
第二条第五号の十三のガス容器取付装置	
第二条第五号の十四の電波障害防止装置	6以上
第二条第五号の十五のサイバーセキュリティシステム	8以上
第二条第五号の十六のプログラム等改変システム	
第二条第五号の十七の原動機用蓄電池	
第二条第五号の十八の感電防止装置	
第二条第五号の十九のフルラップ前面衝突時の燃料漏れ防止装置、感電防止装置及び乗員保護装置	
第二条第五号の二十のフルラップ前面衝突時の燃料漏れ防止装置及び乗員保護装置	
第二条第五号の二十一のオフセット前面衝突時の燃料漏れ防止装置、感電防止装置及び乗員保護装置	

第二条第五号の二十二のオフセット前面衝突時の燃料漏れ防止装置及び乗員保護装置
第二条第六号の自動車との側面衝突時の燃料漏れ防止装置、感電防止装置及び乗員保護装置
第二条第六号の二の自動車との側面衝突時の燃料漏れ防止装置及び乗員保護装置
第二条第六号の三のポールとの側面衝突時の燃料漏れ防止装置、感電防止装置及び乗員保護装置
第二条第六号の三の二のポールとの側面衝突時の燃料漏れ防止装置及び乗員保護装置
第二条第六号の四の後面衝突時の燃料漏れ防止装置及び感電防止装置
第二条第六号の五の後面衝突時の燃料漏れ防止装置
第二条第六号の六の歩行者頭部保護装置及び歩行者脚部保護装置
第二条第六号の七の車両転覆時の乗員保護装置
第二条第七号の外装
第二条第八号の外装の手荷物積載用部品
第二条第九号の外装のアンテナ
第二条第十号の突入防止装置
第二条第十一号の突入防止装置及び突入防止装置取付装置
第二条第十一号の二の前部潜り込み防止装置
第二条第十一号の三の前部潜り込み防止装置及び前部潜り込み防止装置取付装置
第二条第十一号の四の内装
第二条第十一号の五の運転者席
第二条第十一号の六の運転者席
第二条第十二号の座席
第二条第十二号の二の座席及び頭部後傾抑止装置
第二条第十三号の座席
第二条第十三号の二の座席ベルト取付装置
第二条第十三号の三の座席ベルト
第二条第十四号の頭部後傾抑止装置
第二条第十四号の二の年少者用補助乗車装置取付具
第二条第十五号の年少者用補助乗車装置
第二条第十五号の二の年少者用補助乗車装置

第二条第十六号の乗降口の扉の開放防止装置	
第二条第十六号の二の窓ガラス	
第二条第十七号の騒音防止装置	
第二条第十八号の二のディフィートストラテジー防止装置	
第二条第十九号の前照灯	8以上(ただし、プラスチック製レンズを備えたものにあつては、5以上)
第二条第十九号の二の前照灯	
第二条第二十号の前照灯洗净器	5以上
第二条第二十一号の前照灯洗净器及び前照灯洗净器取付装置	
第二条第二十二号の前部霧灯	
第二条第二十二号の二の側方照射灯	
第二条第二十三号の車幅灯	
第二条第二十四号の尾灯	
第二条第二十五号の制動灯	
第二条第二十六号の補助制動灯	
第二条第二十七号の前部上側端灯	
第二条第二十八号の後部上側端灯	
第二条第二十八号の二の昼間走行灯	
第二条第二十九号の側方灯	
第二条第二十九号の二の番号灯	
第二条第三十号の後部霧灯	
第二条第三十一号の駐車灯	
第二条第三十二号の後退灯	
第二条第三十二号の二の低速走行時側方照射灯	
第二条第三十三号の前部反射器	4以上
第二条第三十四号の側方反射器	
第二条第三十五号の後部反射器	
第二条第三十六号の大型後部反射器	5以上
第二条第三十六号の二の再帰反射材	8以上
第二条第三十七号の警音器の警報音発生装置	
第二条第三十八号の警音器	
第二条第四十号の停止表示器材	
第二条第四十号の二の盜難発生警報装置	
第二条第四十号の三の車線逸脱警報装置	
第二条第四十号の四の車両接近通報装置	
第二条第四十号の六の側方衝突警報装置	

第二条第四十号の七の車両後退通報装置の通報音発生装置	4以上
第二条第四十号の八の車両後退通報装置	
第二条第四十一号の方向指示器	5以上
第二条第四十一号の三の灯火装置及び反射器並びに指示装置の取付装置	8以上
第二条第四十一号の四の灯火装置及び反射器並びに指示装置の取付装置	
第二条第四十二号の後写鏡等	5以上(ただし、ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車であって車室(道路運送車両の保安基準第四十四条第二項に規定する車室をいう。)を有しないものに備えるものにあっては、8以上)
第二条第四十三号の後写鏡等及び後写鏡等取付装置	
第二条第四十三号の二の直前直左右確認装置	5以上
第二条第四十三号の三の直前直左右確認装置及び直前直左右確認装置取付装置	
第二条第四十四号の後退時車両直後確認装置	
第二条第四十五号の速度計及び走行距離計	8以上
第二条第四十六号の事故情報計測・記録装置	
第二条第四十七号の事故情報計測・記録装置	
第二条第四十八号の自動運行装置	

第四号様式(特別な表示)(第六条関係) (平27国交令47・追加)

 $a = 2.5\text{以上}$

(単位:ミリメートル)

第五号様式(指定装置製作等廃止届)(第八条関係) (平12運令39・一部改正、平27國交令47・旧第四号様式様下、令元國交令20・令2國交令98・一部改正)

指定装置製作等廃止届		
国土交通大臣 殿	年 月 日	
指定装置の種類		
指定装置の名称及び型式		
指定番号		
届出者の氏名又は名称 及び住所		
製作等廃止事由		
製作等廃止年月日		
備 考		

(日本産業規格 A列4番)